

(仮称)

# ふじさわジェンダー平等プラン2030 (素案)

2020年（令和2年）10月

藤 沢 市





# 目次

第1章 計画策定の趣旨と背景 .....	3
1 法律の施行・改正 .....	4
2 国や県の動向 .....	6
3 男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ .....	12
4 藤沢市の現状 .....	15
第2章 計画の基本的な考え方 .....	29
1 プランの名称 .....	29
2 将来像 .....	29
3 3つの基本理念 .....	30
4 6つの重点目標 .....	30
5 全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」 .....	33
6 計画の位置づけ・基本的方向 .....	34
7 計画の期間 .....	34
8 (仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030体系図 .....	36
第3章 重点目標と課題・施策の方向性 .....	43
1 重点目標と課題・施策の方向性 .....	43
重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり .....	43
重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進 .....	46
重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	51
重点目標4 あらゆる暴力の根絶 .....	54
重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり .....	57
重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり .....	58
第4章 推進体制と進捗管理 .....	63
1 推進体制 .....	63
2 計画の進捗管理 .....	64



# 第1章 計画策定の趣旨と背景



藤沢市では、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定、2001年（平成13年）には、女性行動計画の理念や「男女共同参画社会基本法」の理念を尊重して、「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定しました。

その後、2011年（平成23年）には、「男女で共に創ろう豊かなまち“ふじさわ”」の実現をめざし、社会のあらゆる場面で男女が対等に参画し、生涯を通じてそれぞれが自立した豊かな生活と自己実現を図ることができる男女共同参画社会を形成していく上での基本計画として「ふじさわ男女共同参画プラン2020」が策定されました。

この計画は、2011年度（平成23年度）から2020年度（令和2年度）までの10年間を目標年次としており、この間を前期・後期に分け、2016年（平成28年）3月に、東日本大震災、女性活躍推進法の成立、DV・ストーカー被害等の増加といった社会情勢の変化などに対応するため、改定を行っています。

しかしながら、こうした改定以降も、性別による固定的な役割分担意識や、それに基づく社会慣習・社会制度は依然として根強く残っているとともに、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）といった多様な性への尊重と理解、あるいは、増加するDV・虐待の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

この計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」に掲げている課題や施策の方向について、各種法令の制定及び改正、自治体を取り巻く社会情勢等、時代の変遷を踏まえるとともに、これまでのPDCAサイクルによる進捗管理や「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書」〔2019年（平成31年）3月〕などを踏まえ、“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の理念に基づき、向こう10年間、2030年（令和12年）を目標年次とするものです。

# 1 法律の施行・改正

## (1) 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（候補者男女均等法）」の公布・施行〔2018年（平成30年）5月〕

多様な国民の意見が政策立案や決定に的確に反映されるために、政治分野における男女共同参画が重要となるため、国や地方議会の選挙において男女の候補者の数ができる限り均等となること等を基本原則とした法律が公布・施行されました。

### 基本原則

- ① 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざして行われるものとする。
- ② 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。
- ③ 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

## (2) 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（働き方改革関連法）」の施行〔2019年（平成31年）4月〕

働く人々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する“働き方改革”を総合的に推進するため、各種法律の改正が行われました。「労働基準法」、「労働安全衛生法」においては、長時間労働の是正が、また、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム・有期雇用労働法）」、「労働契約法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）」では、同一企業内における正社員とパートタイム労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができるよう、不合理な待遇差を解消するための規定の整備や労働者に対する説明義務の強化が図られています。

### (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2015年（平成27年）9月に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るために法律が施行され、都道府県や市町村は、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に向け、国が策定した基本方針等を勘案して、推進計画を策定するよう努めることとされました。また、国や地方公共団体、一部の民間事業主に対しては、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を定めた行動計画の策定・届出・公表等が義務付けられました。

2019年（令和元年）6月には、仕事と家庭生活の両立や諸外国と比べて低水準にある女性管理職比率などの課題を踏まえ、女性の職業生活における活躍をさらに推進することが必要であることから、基本方針の変更があり、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表への追記、女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業の認定への追記、中小企業における行動計画の策定の促進への追記がなされました。

また、「女性活躍推進法」のほか、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）」において、パワーハラスメント防止対策の法制化が図られるとともに、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止対策の強化につながる措置が示されました。

### (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」の改正〔2019年（令和元年）6月〕

2001年（平成13年）10月に、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため法律が施行されました。

2019年（令和元年）6月には、児童虐待防止対策及び配偶者等からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確化されました。

## 2

## 国や県の動向

(1) 【県】「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」の策定  
〔2018年（平成30年）3月〕

「男女共同参画社会基本法」第14条に規定された、県における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」は、未だに低調な政策・方針決定過程への女性の参画状況や、結婚や出産に伴う女性の就業継続の難しさ、長時間労働を前提とした働き方、高齢単身女性や母子世帯の貧困などのさまざまな課題や社会環境の変化を踏まえ、女性と男性がお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、より実効性のある取組を行うため、2018年（平成30年）3月に策定されました。

【基本目標】 ともに生きる社会、ともに参画する社会へ

## 【基本理念】

- |               |                     |
|---------------|---------------------|
| I 人権の尊重       | III ワーク・ライフ・バランスの実現 |
| II あらゆる分野への参画 | IV 固定的性別役割分担意識の解消   |

(2) 【国】「婦人保護事業の運用面における見直し方針」（厚生労働省）の検討  
〔2019年（令和元年）6月〕

婦人保護事業は、DV、性暴力、貧困、家庭破綻、障がい等、さまざまな困難を複合的に抱える女性の支援を行っており、2018年（平成30年）からは、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、新たな制度の構築に向けて、検討が進められています。その際、地方自治体に対しては、相談から心身の健康の回復や自立支援に至るまで、すべての過程における支援が、より当事者本位なものとなるよう、必要な対応を行うとされています。

## 見直し方針

- |                        |                         |
|------------------------|-------------------------|
| ● 他法他施策優先の取扱いの見直し      | ● SNSを活用した相談体制の充実       |
| ● 一時保護委託の対象拡大と積極的活用    | ● 一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充 |
| ● 婦人保護施設の周知・理解、利用促進    | ● 児童相談所との連携強化等          |
| ● 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し | ● 婦人保護事業実施要領の見直し        |
| ● 広域的な連携・民間支援団体との連携強化  | ● 母子生活支援施設の活用促進         |

### (3)【国】「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の策定〔2020年（令和2年）5月〕

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害において、さまざまな意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題を踏まえ、2020年（令和2年）5月に「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(内閣府男女共同参画局)が策定されました。

女性の視点の重要性は、第3回国連防災世界会議〔2015年（平成27年）3月：仙台市〕の成果文書である「仙台防災枠組2015-2030」においても確認され、防災・復興に関する取組の基本的な考え方の一つとして世界的に共有されていますが、このガイドラインは、国の「防災基本計画」「男女共同参画基本計画」「避難所運営ガイドライン」等において、防災に関する政策・方針決定過程と防災の現場における女性の参画の拡大や、指定避難所の運営における女性の参画の推進等について定められていることを踏まえ、地方自治体の防災・危機管理担当及び男女共同参画担当をはじめとする関連各部課が、女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、「基本的な考え方」「平常時の備え」「初動段階」「避難生活」「復旧・復興」の各段階において取り組むべき事項を示しています。

#### 7つの基本原則

- (1) 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- (2) 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- (3) 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- (4) 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- (5) 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- (6) 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- (7) 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

#### (4)【国】性犯罪・性暴力対策の強化の方針〔2020年（令和2年）6月〕

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化する必要性を踏まえ、2017年（平成29年）に、性犯罪に関する刑法改正が行われました。

これを受け、法務省において、ワーキングチームが立ち上げられ、性犯罪の実態等に関する調査を行い、2020年（令和2年）3月にとりまとめが発表されました。併せて、「性犯罪に関する刑事法検討会」（有識者会議）が発足するとともに、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）の下、「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省庁会議」を立ち上げ、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が取りまとめられました。

誰もが、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚し、2020年度（令和2年度）から2022年度（令和4年度）までの3年間で「集中強化期間」とし、「被害申告・相談しやすい環境の整備」「切れ目のない手厚い被害者支援の確立」「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」等を柱としています。

性犯罪・性暴力対策の強化の方針（概要）	
性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」（令和2年度～4年度の3年間）	
刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処	○「性犯罪に関する刑事法検討会」における検討 ○児童や障害者など被害者の事情聴取の在り方等の検討
性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	○専門的プログラムの拡充の検討 ○出所者情報の地方公共団体への提供 ○仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等の検討
被害申告・相談しやすい環境の整備	○被害届の即時受理の徹底 ○二次的被害の防止（女性警察官の配置、研修） ○警察の性犯罪被害者相談支援 ○ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化 ・全国共通短縮番号の導入、無料化の検討 ・SNS相談の通年実施の検討 ・夜間休日コールセンターの設置検討 ・センター等の増設の検討
切れ目のない手厚い被害者支援の確立	○ワンストップ支援センターと病院等の関係機関の連携強化 ○中長期的な支援（トラウマ対応の専門職育成、福祉との連携） ○障害者や男性等の多様な被害者支援の充実
教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	○生命（いのち）の尊さを学ぶ教育、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育 ※「水着で隠れる部分」、SNSの危険、「デートDV」等 ○学校等の相談対応体制の強化 ○わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分（懲戒免職、告発、教員免許状の管理等の見直し） ○社会啓発（4月を若年層の性暴力予防月間など）
方針の確実な実行	○7月に具体的な工程 ○毎年4月にフォローアップ ○性暴力の実態把握

出典：内閣府「共同参画 2020年7月号（No.135）」

## （５）【国】女性活躍加速のための重点方針2020〔2020年（令和2年）7月〕 ～新型コロナウイルス感染症拡大による女性への深刻な影響及び女性活躍 の新たな可能性への対応～

「すべての女性が輝く社会づくり本部」〔2014年（平成26年）10月設置、本部長：内閣総理大臣〕では、例年「女性活躍加速のための重点方針」を決定しています。

2020年の方針では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、外出自粛や休業等により、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映し、家事や子育て、介護等の家庭責任が女性に集中していること、生活不安・ストレスに起因するDV等の増加・深刻化、女性が多くを占める飲食、観光、サービス分野における雇用の危機などが指摘されています。

他方、オンラインの活用による在宅勤務や、それによる業務の幅の広がりなどにより、ワーク・ライフ・バランスの推進や生産性の向上に資するものとして、働き方改革及び女性活躍の新たな可能性も指摘されているところです。

方針では、新型コロナウイルス感染症に起因する社会変革や人々の行動変容が生活に与える影響を考慮し、「新たな日常」の構築につながるよう、今後の事態を見極めながら、必要な取組の加速と柔軟な対応の必要性に言及しています。

### I 女性の活躍を支える 安全・安心な暮らしの実現

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 困難を抱える女性への支援
- 生涯を通じた女性の健康支援の強化
- スポーツ参加の促進やスポーツ分野における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組

### II あらゆる分野における 女性の活躍

- 男性の暮らし方・意識の変革
- 女性活躍に資する多様な働き方の推進
- 地域における女性活躍の推進
- あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成

### III 女性活躍のための基盤整備

- 国際的な協調及び貢献等
- 子育て・介護基盤の整備
- 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための意識改革、理解の促進
- 女性活躍の視点に立った制度等の整備

## (6)【国】「第5次男女共同参画基本計画（5次計画）」

〔検討中〕 2020年（令和2年）7月現在〕

「男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」第13条に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、5年ごとに策定される法定の計画です。

現在、「5次計画」の策定に向け、「第5次基本計画策定専門調査会」において検討が進められ、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」が示されています。

### 《基本的な方針》

#### 1 男女共同参画基本計画のめざすべき社会

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

#### 2 社会情勢の現状及び課題

- (1) 人口減少社会の本格化と未婚・単身世帯の増加
- (2) 人生100年時代の到来と働き方・暮らし方の変革
- (3) 法律・制度の整備と政治分野や経済分野を中心とした女性の政策・方針決定過程への参画拡大
- (4) AIなどの技術進歩（第4次産業革命）
- (5) 国内外で高まる女性に対する暴力根絶への問題意識
- (6) 頻発する大規模災害・世界規模の感染症
- (7) SDGsの達成に向けた世界的な潮流

### 3 5次計画策定における基本的な視点と取り組むべき事項等

- 男女共同参画の推進は、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる、持続可能な活力ある社会にとって不可欠の前提。
- 主な先進国では、いわゆる管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合がおおむね30%以上となっている一方、我が国では約15%であるなど、国際的に大きく差を拡げられている。今が、一人一人の幸福を高めるとともに、我が国の経済社会の持続的発展を確保することができるか否かの分岐点であり、取組を一段と加速させていく必要がある。
- 同時に、支援を必要とする女性等が誰一人取り残されることのないことをめざす。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と変化を踏まえながら施策を進めていくことが重要。

## 3

## 男女平等から男女共同参画、そしてジェンダー平等へ

## (1) 男女平等、男女共同参画

1946年（昭和21年）に日本国憲法が制定され、すべての国民は法の下に平等であり、性別によって、政治的、経済的、社会的関係で差別されないことと定められ、「男女平等」が保障されています。

## 日本国憲法（抜粋）

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

1999年（平成11年）には、こうした憲法に基づく男女平等を当然の前提とした上で、「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

この法律は、現実の社会において、人々の意識の中に形成された固定的役割分担意識等からくる事実上の男女の格差の存在、特に国際的水準から見ても遅れている政策・方針決定過程への男女共同参画の現状など、さまざまな解決すべき多くの課題が残されていること、女性と男性が互いにその人権を尊重し、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上でも極めて重要であること、などを背景とするもので、男女共同参画社会の形成に関する基本的理念とこれに基づく基本的な施策の枠組を定めることにより、社会のあらゆる分野において国、地方自治体及び国民の取組が総合的に推進することを目的としています。

## 男女共同参画社会基本法（抜粋）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

この法律において、“ジェンダー”という表現は、当時その考え方がまだ一般には理解されにくいという点もあり、用いられていませんが、第1条（男女の人権が尊重されることの緊要性を規定）、第3条（個人として能力を発揮する機会が確保されることという意味でジェンダーの問題意識が含まれている）、第4条（この規定全体にジェンダーの問題意識が込められている）、第5条（従来、女性が物事の決定過程になかなか参画できなかつたことを踏まえたもので、ジェンダーの問題意識を込めたものである）、第6条（固定的な役割分担のために女性に家事の負担が重く課せられているという現状を踏まえ基本理念を定めており、ジェンダーの問題意識を反映している）等に言及しています\*。

\*内閣府男女共同参画局 執務概要：衆議院・内閣委員会〔2011年（平成11年）6月8日〕での答弁

### ◇ジェンダー◇

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のこと。

ジェンダー平等とは、誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられること。

## （2）持続可能な開発目標“SDGs” ～ジェンダー平等を実現しよう～

この間、多様な主体と連携し、国内外でジェンダー平等社会の実現に向けたさまざまな取組が行われる中、2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標“SDGs（Sustainable Development Goals：エスディージーズ）”」が、先進国を含む国際社会全体の開発目標として、全会一致で採択され、2030年（令和12年）を期限とする包括的な17の目標（ゴール）が設定されました。これらの目標はその対象を世界中のすべての主体としており、その達成に向けたプロセスにおいては、地方自治体も参加することが求められています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



そして、前文及び17のゴールの一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が掲げられていますが、これは、女性のエンパワーメントとジェンダー平等が持続可能な開発を促進する上で欠かせないことから、重要なテーマと考えられているためです。国の「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」〔2016年（平成28年）5月設置、本部長：内閣総理大臣〕公表による「SDGsアクションプラン2019」〔2018年（平成30年）12月〕においても、3つ柱の一つとして、「SDGsの担い手として 次世代・女性のエンパワーメント」が盛り込まれました。

他方、各国の社会進出における男女格差を示す指標である「ジェンダー・ギャップ指数」においては、2019年（令和元年）、日本はこれまでで過去最低の153か国中121位となり、意思決定への参画やリーダー層の男女比に課題があることから、政治や経済分野で女性が活躍する環境や制度を整えること、女性リーダーの起用促進に向けた支援等の重要性が指摘されています。

ジェンダー平等は、誰もが性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できるようにすることをめざすものであり、これまでの男女共同参画を否定するものではありません。めざすべきまちの姿の一つである“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち（インクルーシブ藤沢）”の実現に向け、今後は、男女の性別に関わらず、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）も含めたジェンダー平等の視点と“多様性と包摂性のある社会”への共感を持つことが重要となります。

#### ◇ジェンダー・ギャップ指数◇

世界経済フォーラム（WEF）が毎年公表する各国の社会進出における男女格差を示す指標。「経済活動への参加と機会」（経済）、「政治への参加と権限」（政治）、「教育の到達度」（教育）、「健康と生存率」（健康）の4分野の14項目で、男女平等の度合いを指数化して順位を決めています。

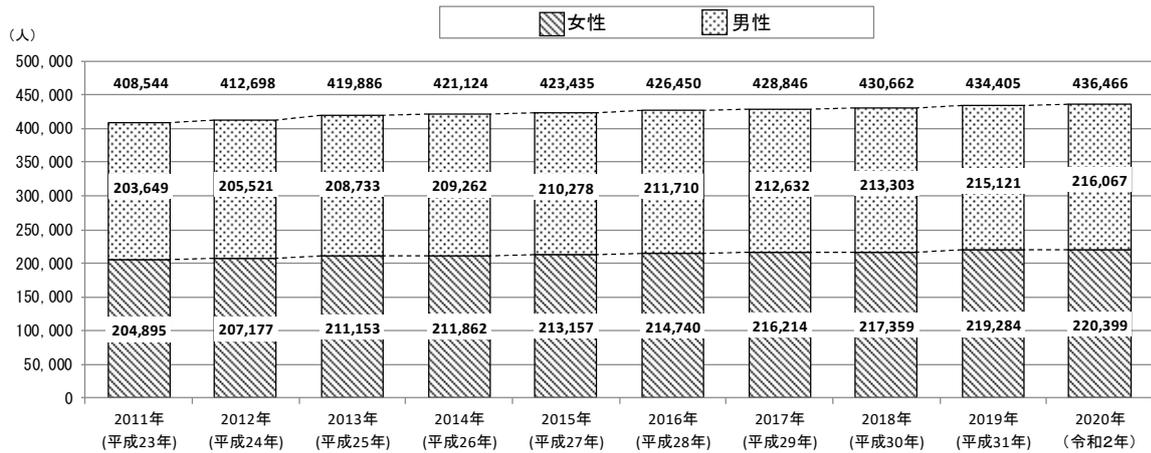
日本は、国会議員の男女比や女性閣僚の比率などから男女格差を測る「政治分野」と管理的職業従事者の男女比、同一労働における賃金の男女格差などから男女格差を測る「経済分野」の指数が低いことが順位を下げる大きな要因となっています。

4

藤沢市の現状

(1) 人口推移

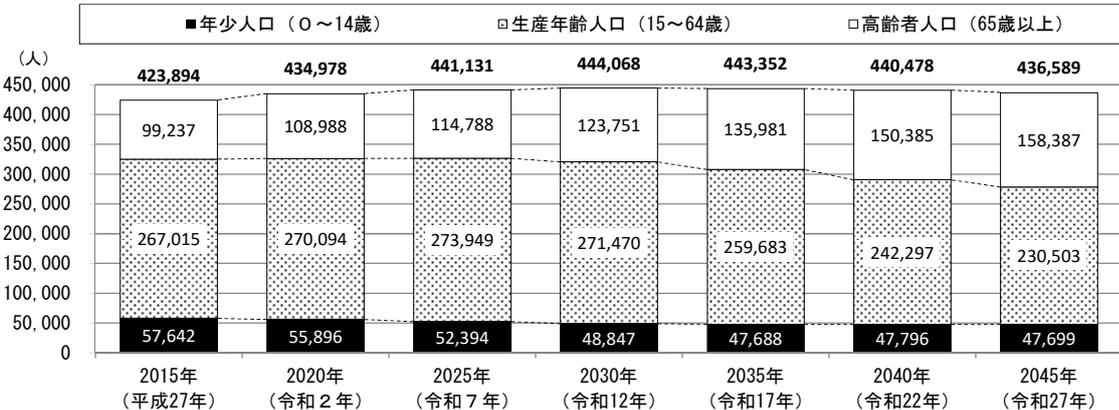
藤沢市の人口の推移は、増加傾向が続いており、2020年（令和2年）4月1日現在、436,466人となっています。男女比では、女性が男性を上回っています。



資料：藤沢市住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 将来人口推計（年齢3区分別）

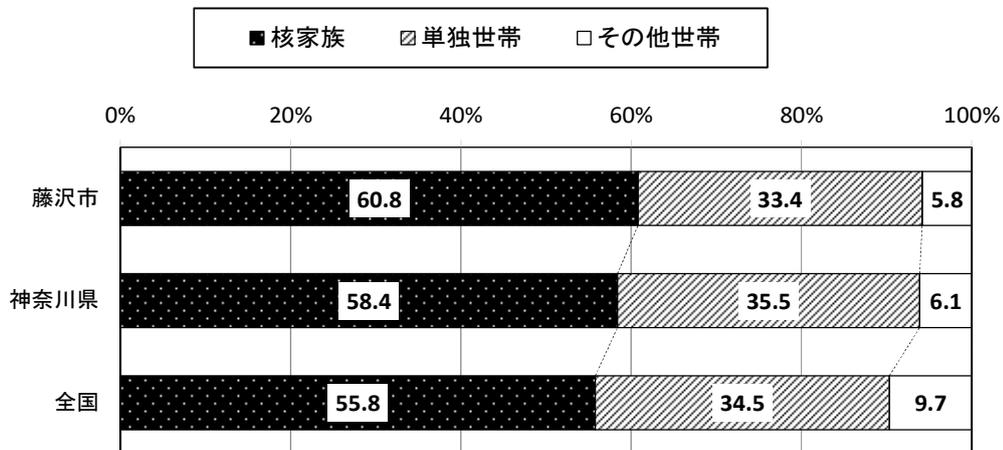
藤沢市の将来人口推計については、2030年（令和12年）にピークとなり、その後減少に転じる見込みです。年齢3区分別で見ると、年少人口（0～14歳）はおおむね減少傾向を見込んでいます。生産年齢人口（15～64歳）は2025年（令和7年）までは増加傾向を見込んでいますが、2030年（令和12年）以降は減少傾向を見込んでいます。高齢者人口（65歳以上）は増加傾向が継続する見込みです。



資料：藤沢市将来人口推計について／国勢調査〔2015年(平成27年)〕を基準とした推計値

### (3) 家族類型

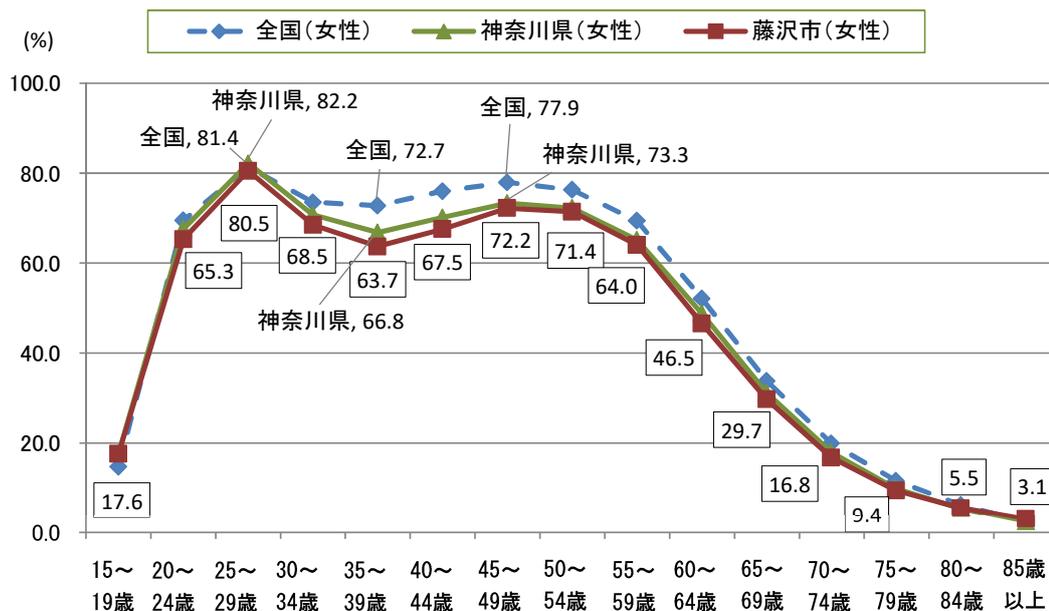
藤沢市の家族類型は、核家族世帯が60.8%、単独世帯は33.4%となっており、全国や神奈川県と比較して核家族の割合が高くなっています。



資料：国勢調査〔2015年(平成27年)〕

### (4) 女性の労働力率

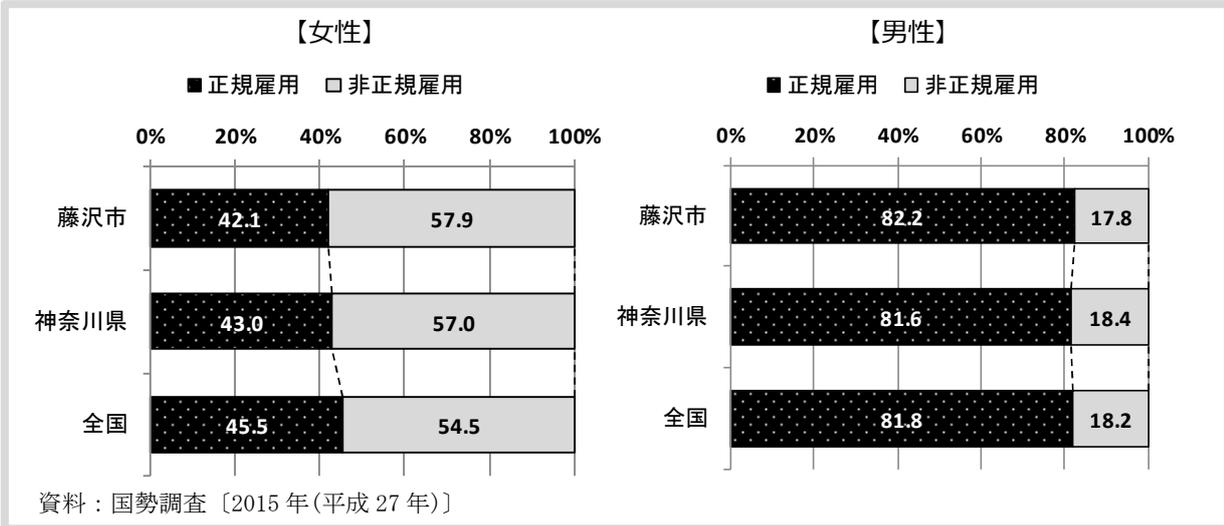
藤沢市の女性の労働力率を年齢5歳ごとにみると、30歳代で労働力率が大きく低下するいわゆるM字カーブとなっていますが、神奈川県と比較すると、大きな差異はみられませんが、全国と比較すると、M字の谷が深くなっています。



資料：国勢調査〔2015年(平成27年)〕

(5) 雇用形態

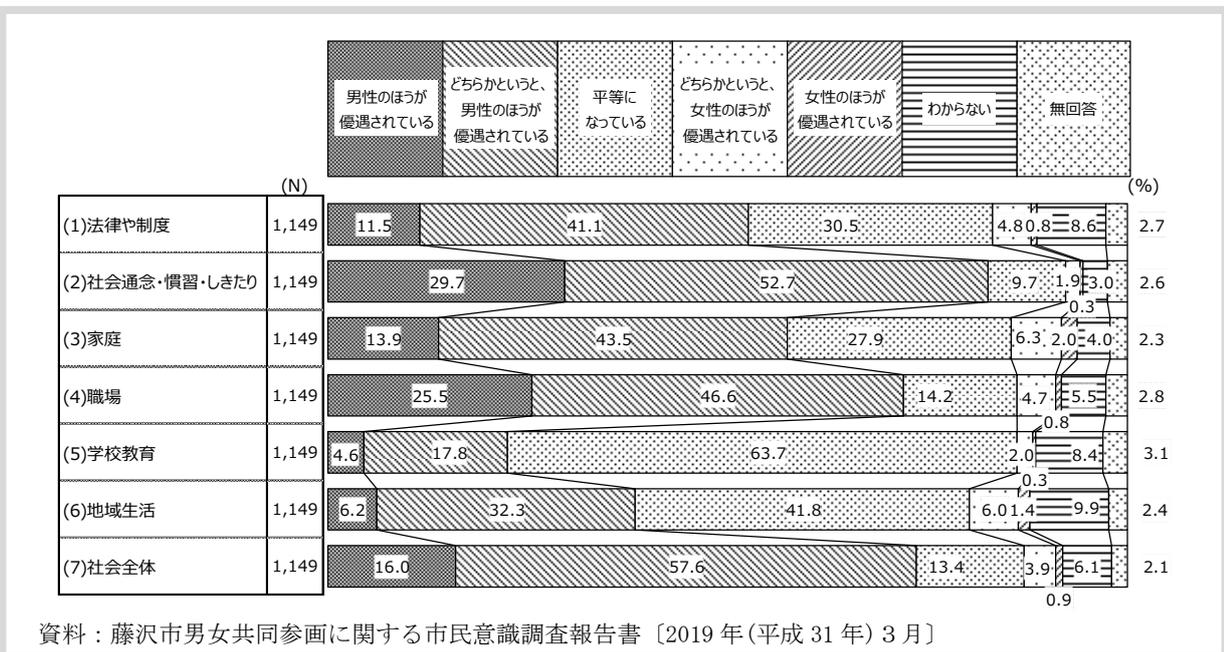
雇用形態は、藤沢市、神奈川県、全国いずれも男性では正規雇用が8割を超えているのに対し、女性では藤沢市で42.1%、神奈川県で43.0%、全国で45.5%となっています。



(6) 各分野における男女の地位・立場について

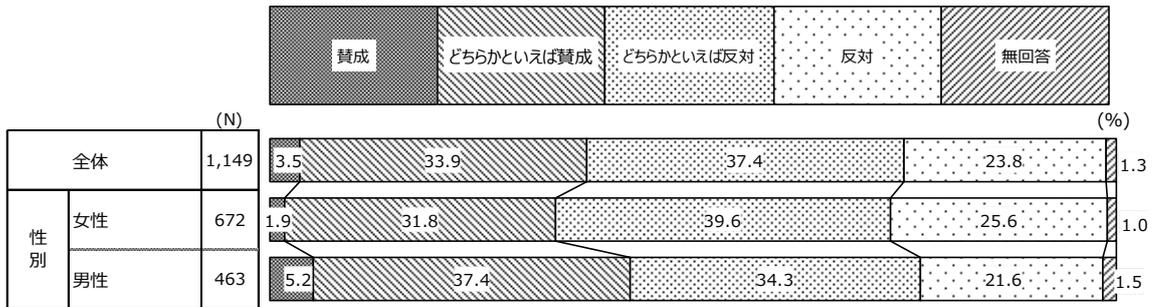
各分野における男女の地位の平等感は、「平等になっている」は『学校教育』が63.7%でもっとも高く、『地域生活』(41.8%)、『法律や制度』(30.5%)、『家庭』(27.9%)も高くなっています。

「男性のほうが優遇されている」と「どちらかという、男性のほうが優遇されている」の合計は、依然として『社会通念・慣習・しきたり』が82.4%、『社会全体』が73.6%、『職場』が72.1%で高くなっています。



(7) 性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）

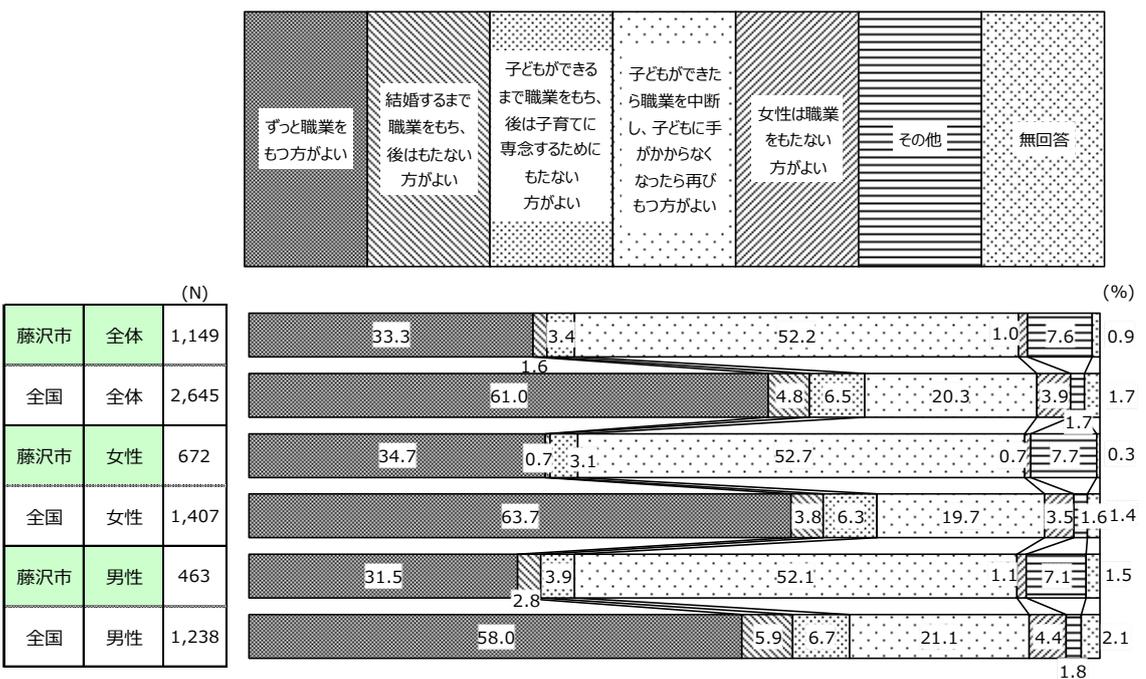
性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方）は、「反対」「どちらかといえば反対」と考える人が61.2%で、「賛成」と「どちらかといえば賛成」と考える人が37.4%であるのと比較すると、反対と考える人が23.8ポイント多くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(8) 「女性が職業をもつこと」についての考え

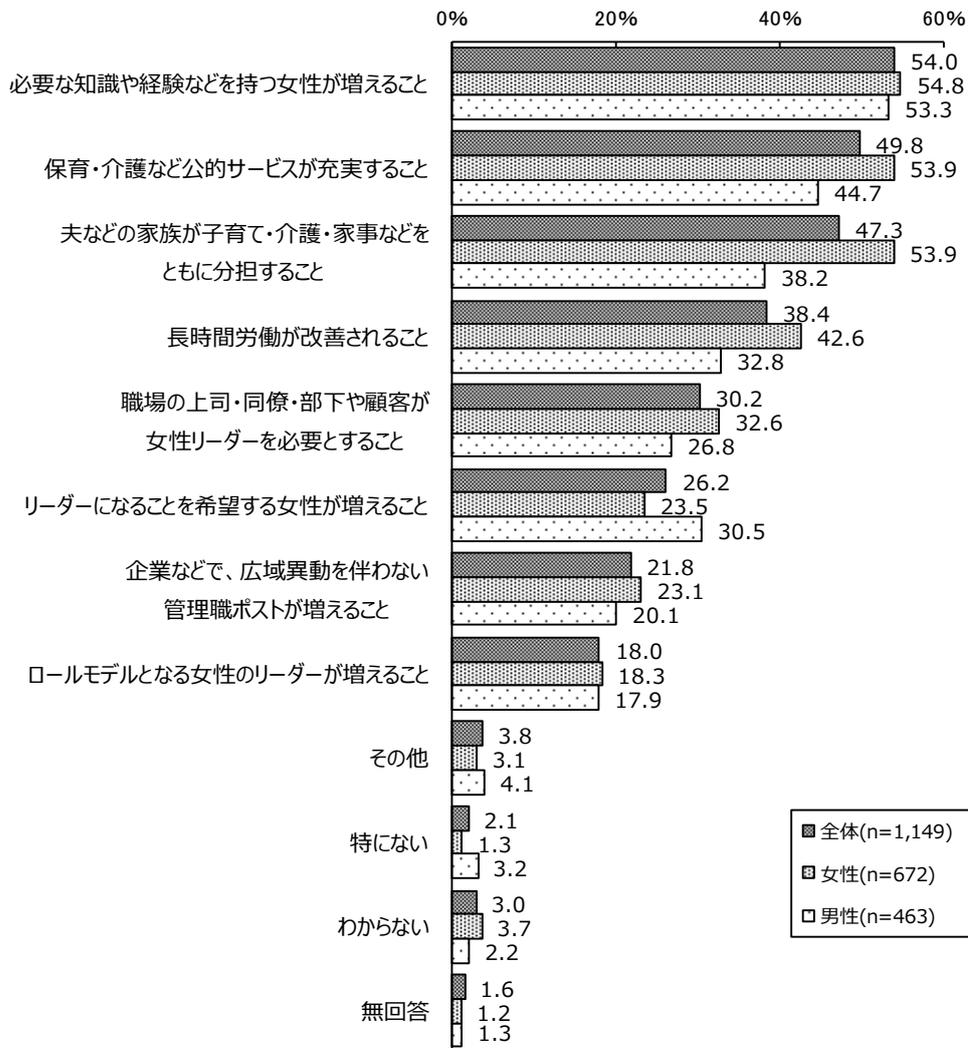
「女性が職業をもつこと」については、「子どもができたなら職業を中断し、子どもに手がかからなくなったら再びもつ方がよい」という再就職型を考える人が52.2%で最も高く、全国の調査と比較すると、藤沢市が31.9ポイント高くなっています。一方、「ずっと職業をもつ方がよい」という就労継続型を考える人は33.3%で、全国の調査と比較すると、藤沢市が27.7ポイント低くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕  
内閣府男女共同参画社会に関する世論調査〔2019年(令和元年)9月〕

(9) 女性の活躍を進めるために必要なこと

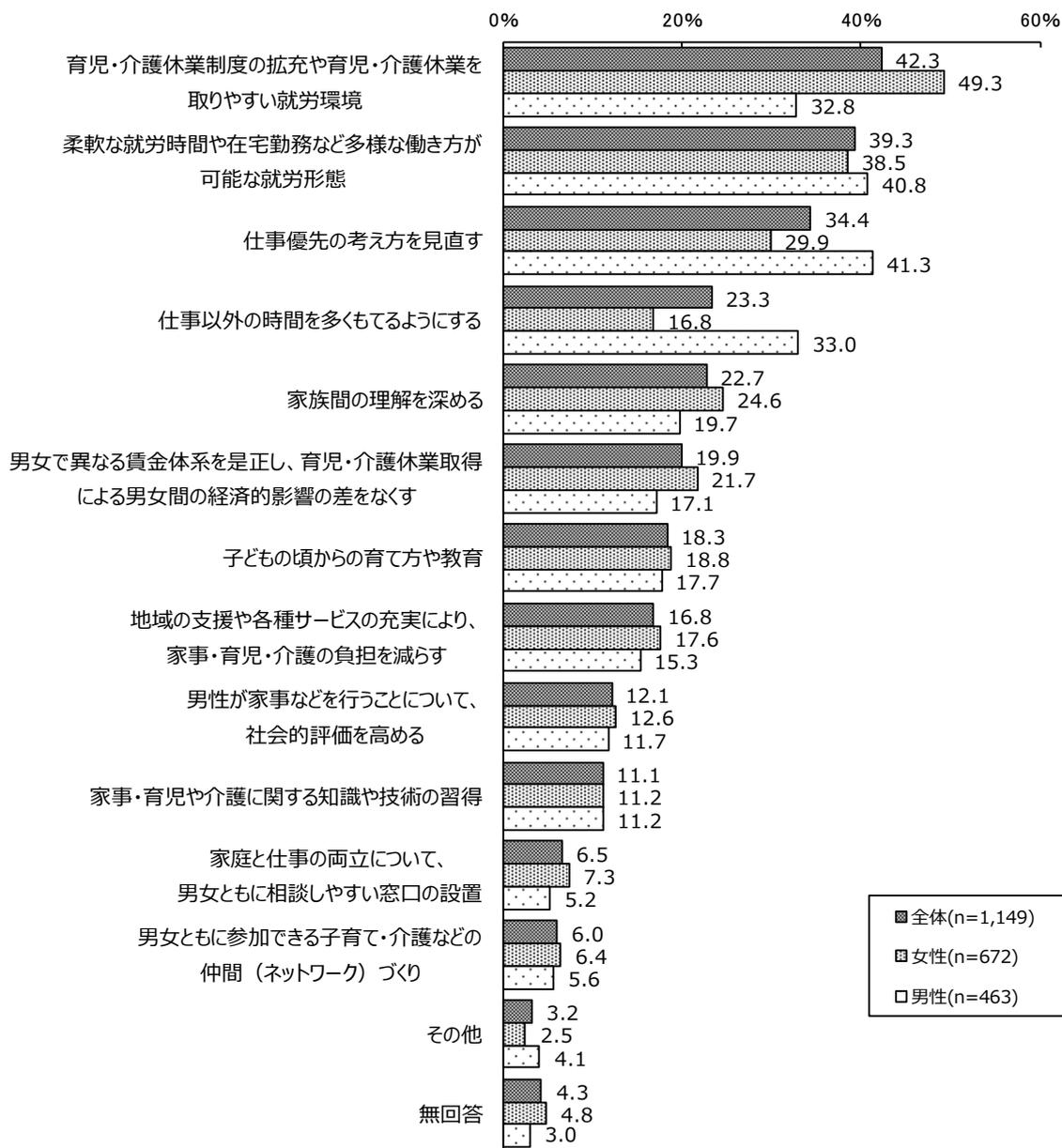
女性の活躍を進めるために必要なことは、「必要な知識や経験などを持つ女性が増えること」(54.0%)、「保育・介護など公的サービスが充実すること」(49.8%)、「夫などの家族が子育て・介護・家事などをともに分担すること」(47.3%)が50%前後で上位となっており、どれも女性が男性より高くなっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

## (10) ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うこと

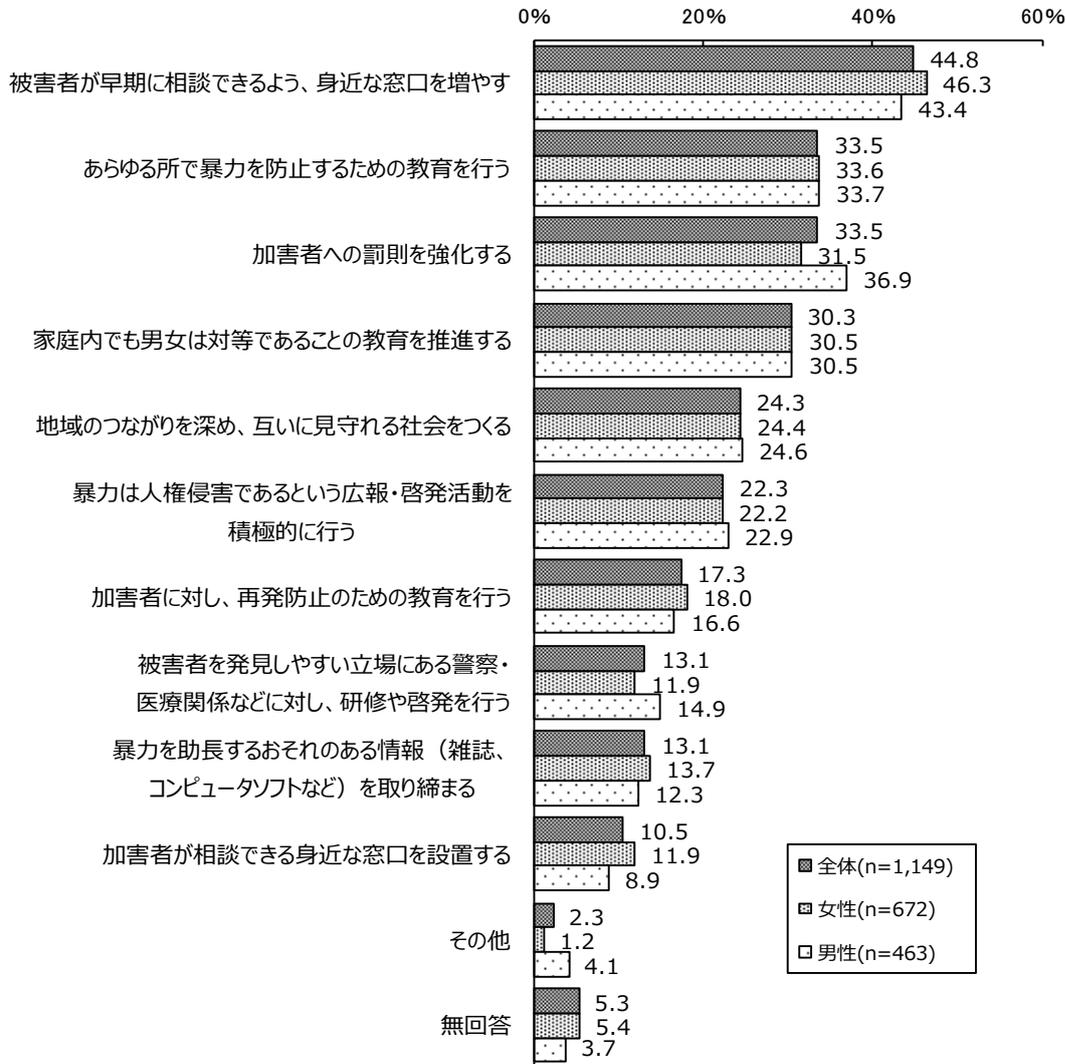
ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要だと思うことは、「育児・介護休業制度の拡充や育児・介護休業を取りやすい就労環境」が42.3%で最も高く、次いで「柔軟な就労時間や在宅勤務など多様な働き方が可能な就労形態」が39.3%、「仕事優先の考え方を見直す」が34.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(11) DVを防ぐために重要だと思うこと

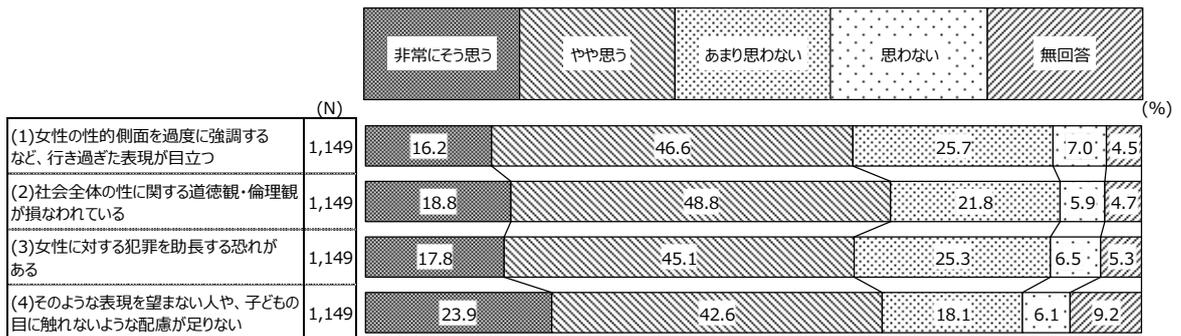
DVを防ぐために重要だと思うことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な窓口を増やす」が44.8%で最も高く、次いで「あらゆる所で暴力を防止するための教育を行う」、「加害者への罰則を強化する」がそれぞれ33.5%、「家庭内でも男女は対等であることの教育を推進する」が30.3%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

## (12) メディアにおける性表現・暴力表現についての考え

メディアにおける性表現・暴力表現についての考えは、「非常にそう思う」と「やや思う」の合計は「女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ」(62.8%)、「社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている」(67.6%)、「女性に対する犯罪を助長する恐れがある」(62.9%)、「そのような表現を望まない人や、子どもの目に触れないような配慮が足りない」(66.5%)のすべてが6割以上と高く、全般的に否定的な様子が見えられます。

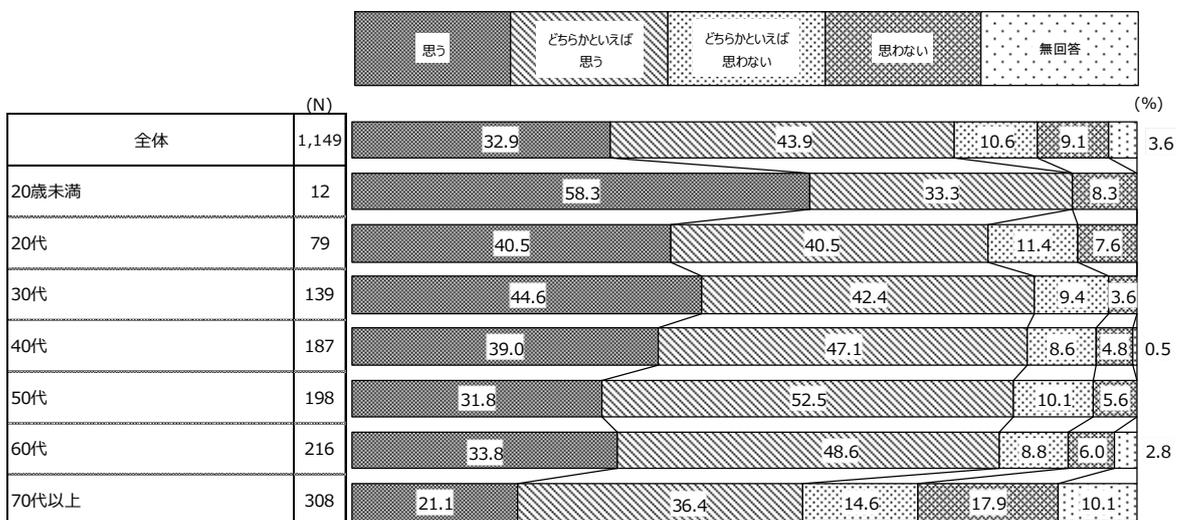


資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

## (13) セクシュアルマイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思うか

セクシュアルマイノリティの人にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思う人は「思う」(32.9%)と「どちらかといえば思う」(43.9%)を合わせると、全体の4分の3以上を占めています。

年代別でみると、「思う」と「どちらかといえば思う」の合計は20代~60代が8割以上で、30代(87.0%)、40代(86.1%)でやや高くなっており、母数が少ないため参考値ではありますが、20歳未満でも「思う」が58.3%、「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせると91.6%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

## (14) セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策

セクシュアルマイノリティの人に対する偏見・差別をなくし、生活しやすくなるために必要な対策としては、「学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える」が61.7%と特に高く、これに「法律等に、セクシュアルマイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する」が27.0%で続いています。

	N	学校教育の中で、性の多様性について正しい知識を教える	法律等に、セクシュアル・マイノリティの方々への偏見や差別解消への取り組みを明記する	企業などが、働きやすい職場環境づくりの取り組みをする	生徒や市民への対応を想定し、小中高などの学校教員や行政職員への研修等を行う	相談窓口等を充実させ、周知する	行政が市民等へ周知啓発を行う	当事者や支援団体、行政等を交えた連絡、意見交換を行う	わからない	その他	無回答
全体	882	61.7	27.0	24.4	20.5	10.5	9.6	6.6	7.8	2.3	1.4
20歳未満	11	63.6	36.4	45.5	18.2	9.1	-	-	9.1	-	-
20代	64	65.6	32.8	31.3	25.0	1.6	6.3	9.4	4.7	3.1	1.6
30代	121	63.6	24.8	24.8	24.0	4.1	6.6	3.3	8.3	5.8	0.8
40代	161	64.0	24.8	26.1	24.2	7.5	11.2	5.6	7.5	2.5	-
50代	167	58.1	34.1	25.7	15.0	9.6	4.2	5.4	10.2	3.0	0.6
60代	178	64.6	27.0	24.2	23.6	11.2	11.2	9.0	6.7	-	-
70代以上	177	57.6	20.9	16.9	15.8	21.5	15.8	7.9	7.9	1.1	5.1

資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

### ◇セクシュアルマイノリティ◇

からだの性と性自認が異なる人、性的指向が同性（あるいは両性）に向いている人などを、セクシュアルマイノリティ（性的少数者）と呼ぶことがあります。また、セクシュアルマイノリティを表すことばとして、LGBT等があります。LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーの頭文字を組み合わせたものです。その他にも、恋愛感情や性愛の感情を抱かないアセクシュアル、自身の性別や性的指向を分類できないと考えるクエスチョニングや、身体的に男女の区別をつけにくいインターセックス、性自認を男女のいずれかと認識しないXジェンダーなど、多彩なセクシュアリティが存在します。

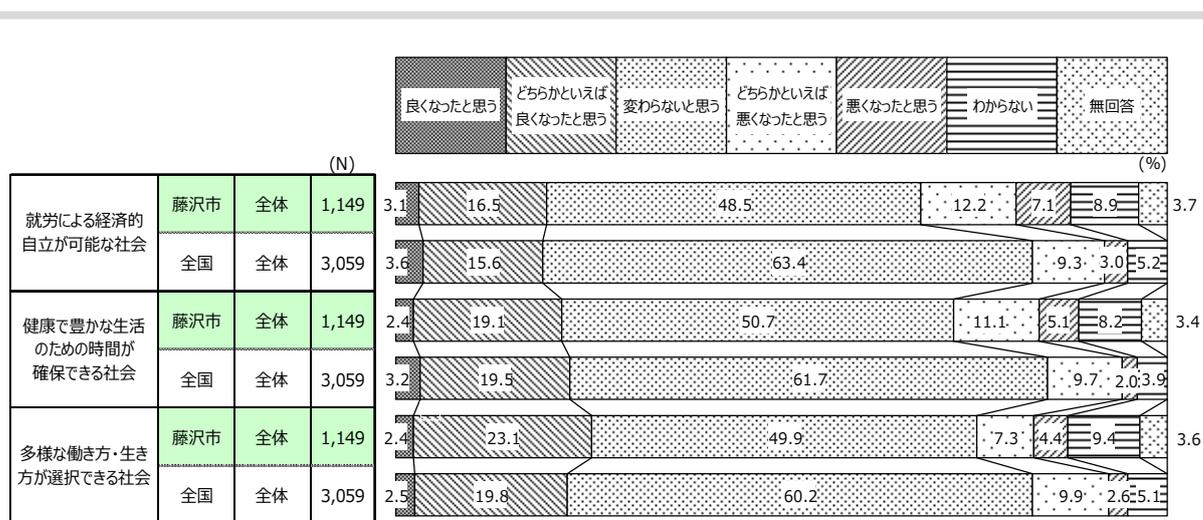
## (15) 生活や身の回りの環境の5年前との比較

国では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会」について、『就労による経済的自立が可能な社会』、『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』、『多様な働き方・生き方が選択できる社会』の3つの項目を掲げています。

『就労による経済的自立が可能な社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 48.5%、全国 63.4%で藤沢市が 14.9 ポイント低くなっています。「良くなったと思う」「どちらかといえば良くなったと思う」の合計（以下「良くなった（計）」という。）は、藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなったと思う」「どちらかといえば悪くなったと思う」の合計（以下「悪くなった（計）」という。）は、全国 12.3%に対し、藤沢市は 19.3%で 7.0 ポイント高くなっています。

『健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会』は藤沢市、全国とも「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 50.7%、全国 61.7%で藤沢市が 11.0 ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。「悪くなった（計）」は全国 11.7%に対し藤沢市は 16.2%で 4.5 ポイント高くなっています。

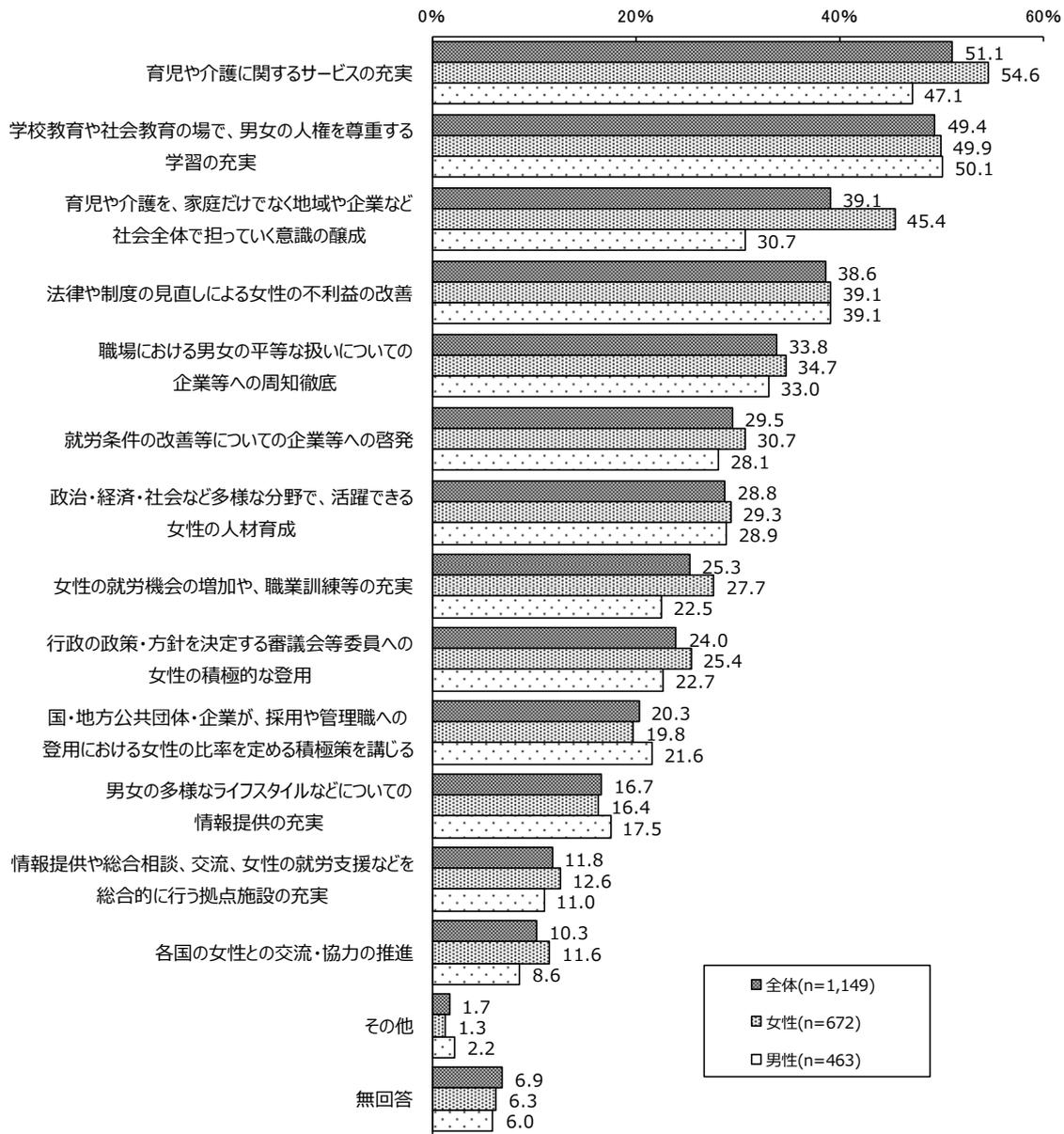
『多様な働き方・生き方が選択できる社会』も同様に「変わらないと思う」の割合が高く、藤沢市 49.9%、全国 60.2%で藤沢市が 10.3 ポイント低くなっています。「良くなった（計）」は藤沢市 25.5%、全国 22.3%で藤沢市が 3.2 ポイント高くなっています。「悪くなった（計）」は藤沢市、全国ともほとんど差はありません。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕

(16) 男女共同参画社会を実現していくために行政に望むこと

男女共同参画社会を実現していくために行政に望むことは、「育児や介護に関するサービスの充実」が51.1%で最も高く、次いで「学校教育や社会教育の場で、男女の人権を尊重する学習の充実」が49.4%となっています。



資料：藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査報告書〔2019年(平成31年)3月〕



## 第2章 計画の基本的な考え方



## 第2章

## 計画の基本的な考え方

## 1

## プランの名称

藤沢市では、前述のとおり、1990年（平成2年）に、「ふじさわ女性行動計画」を策定後、2001年（平成13年）に「ふじさわ男女共同参画プラン2010」を策定し、男女共同参画の推進を図るため、プランの改定や策定を行ってきました。今後は、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進めていくため、「男女」に限らず、誰もが生きやすい社会の実現をめざすとともに、次世代に向けてプランの名称を「ふじさわジェンダー平等プラン2030」と称します。

## 2

## 将来像

「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」は、一人ひとりの人権を尊重し、皆で協働して「ジェンダー平等」のまちを創ることをめざします。

## 将来像

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、  
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

## 3

## 3つの基本理念

将来像“共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”を実現するため、3つの基本理念を定めました。

## 3つの基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

## 4

## 6つの重点目標

3つの基本理念の実現のため、次の6つの重点目標を掲げ、積極的に施策を推進していきます。

## 6つの重点目標

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 重点目標1 | 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり |
| 重点目標2 | あらゆる分野でのジェンダー平等の促進   |
| 重点目標3 | ワーク・ライフ・バランスの推進      |
| 重点目標4 | あらゆる暴力の根絶            |
| 重点目標5 | 多様な性を尊重する社会づくり       |
| 重点目標6 | 誰もが安心して暮らせる社会づくり     |

### 重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

ジェンダー平等の社会を実現するためには、性別及び性的指向、人種、年齢、障がいの有無などにとらわれず、誰もが個人として尊重され、お互いに対等な存在として認識することが出発点であり、一人ひとりが自らの人生を豊かにすることのできる社会づくりが重要です。このため、社会教育や学校教育などあらゆる場において、こうした人権尊重の精神に基づく、ジェンダー平等の視点に立った学習機会を充実するとともに、家庭、地域社会、職場等における性別による固定的役割分担意識の解消を図る必要があります。

### 重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

あらゆる分野において女性の参画が拡大することにより、多様な視点・価値観を政策や方針に取り入れることが可能になります。それは、一人ひとりの人権を擁護するだけでなく、社会の多様性と活力を高めることにもつながります。このため、政策・方針決定過程への女性の参画の促進をはじめ、女性の参画が進んでいない分野においては、実効性のあるポジティブ・アクション（積極的改善措置）などを推進するとともに、より多くの女性が主体的に参画する意欲を高められるような取組を進めていくことが重要です。

### 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

ジェンダー平等の社会を実現するためには、働きたい誰もが社会の対等な構成員として、その個性と能力を十分に発揮できることが極めて重要です。そのためには、育児休業や介護休業取得の啓発、女性に対して妊娠中または出産後も安心して働き続けるために母性健康管理の推進や起業・再チャレンジの支援、また男性に対しては働き方の見直しなど、男女が対等なパートナーとして働くことができるよう社会全体で支えていくことが必要です。

**重点目標4 あらゆる暴力の根絶**

配偶者等からの暴力(DV)をはじめ、虐待や性暴力といったさまざまな暴力は、犯罪となる行為を含むだけでなく、重大な人権侵害であり、ジェンダー平等社会の実現を阻害するものとして許されるものではありません。こうした認識が市民に浸透するよう、DVやデートDV等を防止するための広報・啓発の取組を継続するとともに、被害者、とりわけ、声を上げにくい状況にある人々への支援体制の強化と相談体制の充実に向け、きめ細かな対応を図ることが重要です。

**重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり**

性的指向、性自認などにとらわれず一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮し、社会的責任を分かち合い、ともに家庭、地域社会、職場等のあらゆる分野に参画できる社会を実現するためには、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)の立場を理解し、認識を深め、定着させていくことが重要です。また、性的指向、性自認などを理由に悩み、生活のしづらさを感じている人々の支援も社会全体で進めていく必要があります。

**重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり**

国全体で人口減少と少子高齢化がより一層進行し、私たちを取り巻く環境が急速に変化するなか、社会のさまざまな場面で弱い立場にある人が、さらに困難な状況に陥り、悪循環に苦しむことのないようなまちづくりが求められています。ひとり親家庭の自立支援や、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくりを進める必要があります。また、誰もが生涯を健やかに暮らすためには、日頃からの心身の健康づくりが重要です。女性は、妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じ女性と男性で異なる健康上の問題に直面することに留意することを引き続き啓発していくことも重要です。

5

全体像「将来像・3つの基本理念・6つの重点目標」

将来像

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、  
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

3つの基本理念

固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する

ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する

困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

6つの重点目標

重点目標

1

人権を尊重した  
ジェンダー平等の  
社会づくり

重点目標

2

あらゆる分野での  
ジェンダー平等  
の促進

重点目標

3

ワーク・ライフ・  
バランスの推進

重点目標

4

あらゆる暴力  
の根絶

重点目標

5

多様な性を尊重する  
社会づくり

重点目標

6

誰もが安心して  
暮らせる社会づくり

## 6 計画の位置づけ・基本的方向

この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。

この計画の重点目標2の課題1及び2、並びに重点目標3の各課題については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を包含して策定しています。

この計画の重点目標4の課題2については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を包含して策定しています。

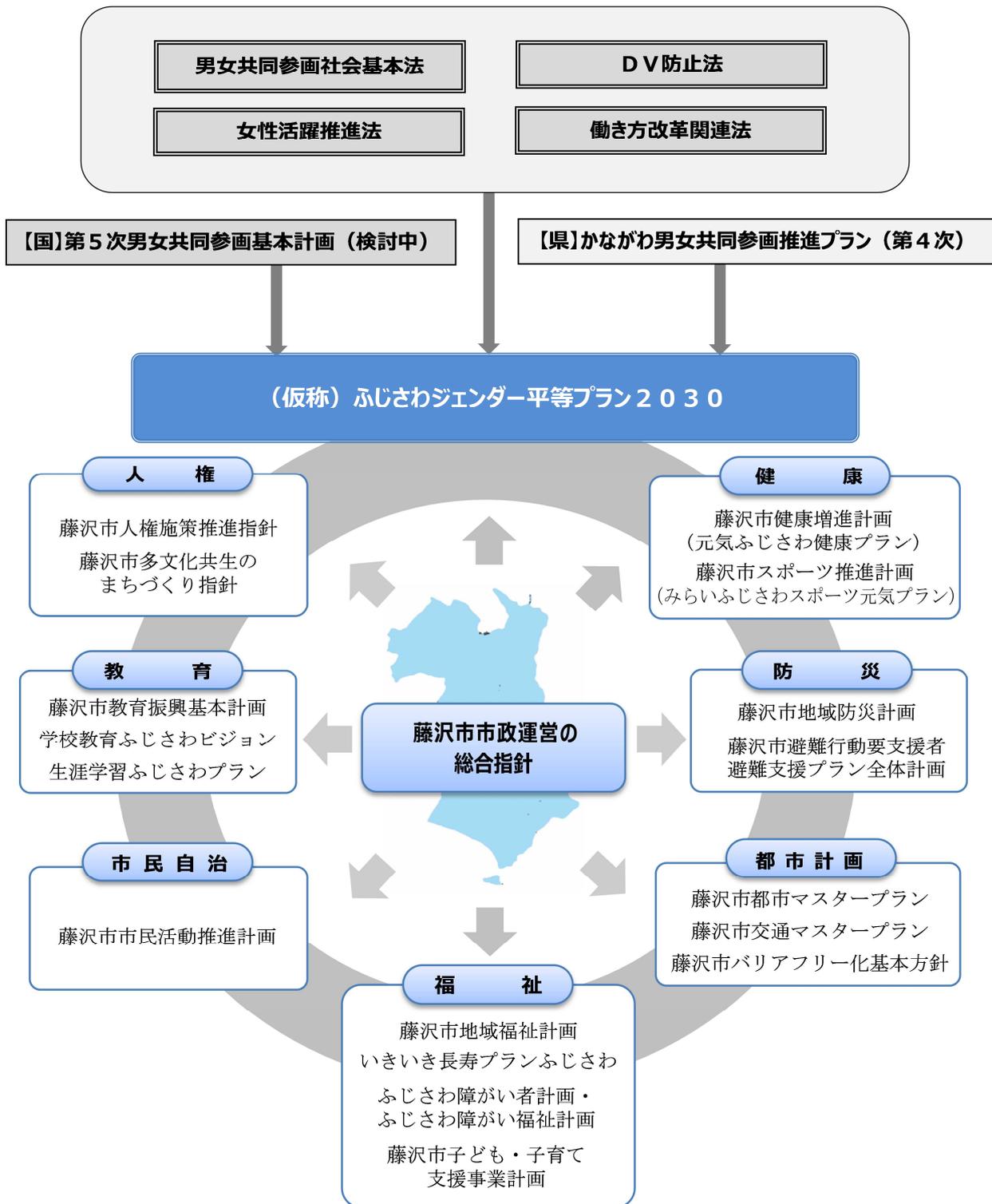
この計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画（検討中）」、県の「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を勘案するとともに、「藤沢市市政運営の総合指針〔検討中：2021年(令和3年度)～〕」及び各種関連計画と連携した計画です。

この計画は、ジェンダー平等社会の実現をめざして、直接的、間接的に関連する施策を体系化し、市民、NPO、ボランティア、大学、企業、行政、それぞれの活動主体が連携し、協働して実施していくものです。

## 7 計画の期間

この計画は、2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間を目標年次とした計画です。

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)
(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030									
前 期					後 期				



将来像

基本理念

重点目標

課題

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、  
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

## 重点目標 1

人権を尊重した  
ジェンダー平等の社会づくり

課題 1  
ジェンダー平等社会の  
意識づくり

課題 2  
ジェンダー平等学習の  
推進

課題 3  
ジェンダー平等社会実現  
のための人権意識の醸成

## 重点目標 2

あらゆる分野での  
ジェンダー平等の促進

課題 1  
政策・方針決定過程への  
女性の参画

課題 2  
女性の職業生活における  
活躍の推進

課題 3  
地域におけるジェンダー  
平等の推進

課題 4  
防災分野におけるジェンダー  
平等の促進

## 重点目標 3

ワーク・ライフ・バランスの  
推進

課題 1  
働き方改革の推進

課題 2  
家庭におけるジェンダー  
平等の推進

課題 3  
ワーク・ライフ・バランス  
の実現に向けた環境の整備

施策の方向性

事業名

①意識改革のための市民・地域・行政の協働

01 ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施  
02 ジェンダー平等の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮

②ジェンダー平等を推進するための情報収集と提供

03 ジェンダー平等に関する情報収集と提供  
04 ジェンダー平等に関する意識調査等の実施

①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進

05 家庭・地域・保育園などにおける幼少期からのジェンダー平等意識の形成  
06 ジェンダー平等に基づく教育課程の推進  
07 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進  
08 教育相談の充実  
09 教育現場におけるジェンダー平等の職場づくりと研修の推進

②社会教育におけるジェンダー平等学習の推進

10 生涯を通じたジェンダー平等学習の充実

①人権意識を醸成するまちづくりの推進

11 人権施策の総合的な推進  
12 互いの文化を尊重した多文化共生のまちづくりの充実

①政策・方針決定過程への女性の参画促進

13 議会、市職員、審議会など、市政(政治・行政分野)に対する女性の参画促進  
14 企業・団体などにおける女性登用の促進

②女性の地域リーダーへの起用促進

15 女性のエンパワメントのための学習の充実  
16 男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開

①女性の創業・就労支援・キャリアアップ促進

17 女性のキャリア形成支援(女性の職業観の育成及び職業能力形成のための教育・訓練機会の充実)  
18 女性の雇用・就労機会の促進

②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

19 女性の活躍推進に関する協議の場の設置  
20 職場におけるハラスメント等防止に向けた労働関連法規の遵守についての情報提供  
21 女性の労働相談体制の充実  
22 国・県などの労働関係機関との連携強化

①ジェンダー平等社会を支える市民活動の育成・支援

23 NPOなど市民活動への支援、情報提供と連携  
24 ジェンダー平等についての情報提供、学習機会・学習相談の充実  
25 人材登録制度の充実

②多様な市民の地域参加の促進

26 地域コミュニティにおける世代間交流の促進  
27 学校・家庭・地域の連携強化、PTA活動への支援  
28 保育つき事業の促進と保育者活動への支援

①防災分野におけるジェンダー平等の促進

29 自主防災組織、消防団活動の充実強化に向けたジェンダー平等の促進  
30 ジェンダー平等に配慮した避難施設運営の促進

①働き方改革に向けた意識改革の推進

31 長時間労働抑制・職場環境の改善に向けた企業や関係機関との連携  
32 仕事と生活の両立についての意識啓発

①固定的性別役割分担意識の解消

33 男性の家事、育児への参加促進  
34 男性の介護への参加促進

①多様なニーズに対応した子育て支援の充実

35 乳幼児期の保育・教育の充実  
36 発達に課題がある子どもの支援体制の充実  
37 地域における子育て支援の促進  
38 小児に対する医療の充実

②介護等への社会的支援

39 育児、介護休業制度の普及促進  
40 高齢者介護、障がい者介護に関するサービスの充実

将来像

共に生き、共に創ろう、未来につなぐ、  
ジェンダー平等のまち「ふじさわ」

基本理念

- 固定的性別役割分担を解消し、人権を尊重したジェンダー平等社会を実現する
- ワーク・ライフ・バランスの実現をめざすとともに、誰もが多様な分野に参画し、互いに認め育て合う社会を実現する
- 困難な状況にある人々への支援をはじめ、誰もが健康で安心して暮らせる社会を実現する

重点目標

重点目標 4

あらゆる暴力の根絶

重点目標 5

多様な性を尊重する  
社会づくり

重点目標 6

誰もが安心して暮らせる  
社会づくり

課題

課題 1  
あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり

課題 2  
DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶

課題 3  
ハラスメントと虐待の根絶

課題 1  
性の多様性への理解と支援

課題 1  
さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進

課題 2  
リプロダクティブ・ヘルス/ライツの保護

課題 3  
“人生 100 年時代”に向けた健康づくり

施策の方向性

事業名

①暴力を容認しない社会づくり

41 あらゆる暴力防止のための周知啓発  
42 被害の早期発見の促進  
43 子ども・青少年に対する暴力を認めない社会づくりへの理解促進

①安心・安全な保護体制づくり

44 相談機能の整備・充実  
45 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保  
46 一時保護、安全の確保に向けた支援  
47 DV被害者の子どもへの支援  
48 推進体制の充実

②被害者への自立支援

49 住まい、就労などの経済的支援

①ハラスメントと虐待の防止

50 セクシュアルハラスメントや虐待の防止に向けた意識啓発・相談の充実

②性犯罪などの防止

51 性犯罪・ストーカーなどの防止に向けた意識啓発  
52 メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止

①セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解の促進

53 差別や偏見をなくすための啓発や研修の実施  
54 子ども・青少年に対する心身の発育・発達と性に関わる教育の推進

②セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する支援

55 セクシュアルマイノリティの支援に向けた制度の検討・導入  
56 関係機関との連携強化

①多様な困難（ひとり親、貧困、外国人等）を抱える人々への支援

57 ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援  
58 生活に困難がある人々への支援  
59 外国人市民への生活支援

①出産に関わる健康の確保と増進

60 健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実  
61 障がいの早期発見と健康管理体制の充実  
62 生涯を通じた女性の健康づくり

①生涯にわたる健康づくりの推進

63 ライフステージに応じた健康管理と健康づくり  
64 HIV・エイズ、性感染症防止についての啓発  
65 薬物乱用の防止、喫煙、飲酒等の問題に関する啓発



### **第3章 重点目標と課題・施策の方向性**



## 1

## 重点目標と課題・施策の方向性

## 重点目標1 人権を尊重したジェンダー平等の社会づくり

## 重点目標1を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	ジェンダー平等社会の実現に向けたイベントや学習会に自発的に参加し、ジェンダー平等についての理解を深めることに努めます。
NPO ボランティア	さまざまな地域活動の組織・運営を通じて、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに努めます。
大 学	地域、行政等と協働し、学生をはじめ、市民への意識啓発活動など、人権を尊重したジェンダー平等の社会づくりに努めます。
企 業	企業内のジェンダー平等をさらに進めるため、研修会などを実施して社員等の意識啓発を図ります。
行 政	研修会やシンポジウムの開催、情報紙の配布などを通して、ジェンダー平等の意識啓発活動を推進・支援します。

## 課題1 ジェンダー平等社会の意識づくり

## 施策の方向性①意識改革のための市民・地域・行政の協働

講演会やワークショップなどの啓発活動により、企業及び地域団体等への働きかけを行い、市民・地域・行政が協働して意識改革を進めていきます。

また、多様な出版物や広報において、性別に基づく固定観念にとらわれず、多様なイメージが社会に浸透する表現にします。

No.	事業名
1	<b>ジェンダー平等社会の形成に向けた意識改革のためのイベント、研修の実施</b> ジェンダー平等についての理解を深め、気づきを促すため、多様な事業を実施します。
2	<b>ジェンダー平等の視点に立った広報・出版物などにおける表現の配慮</b> 市から情報発信する刊行物・ホームページ・放送でのことばやイラストなどを、ジェンダー平等の視点から望ましい表現にします。

### 施策の方向性②ジェンダー平等を推進するための情報収集と提供

ジェンダー平等に関する資料や情報を積極的に収集し、広報紙や図書館等で特集を組むなど、市民にわかりやすいように提供していきます。

また、ジェンダー平等社会の実現に向け、解決すべき課題を把握するために必要に応じて市民意識調査等を行います。

No.	事業名
3	<b>ジェンダー平等に関する情報収集と提供</b> ジェンダー平等意識の啓発や理解を深めるための情報提供を積極的に進めます。
4	<b>ジェンダー平等に関する意識調査等の実施</b> ジェンダー平等に関する意識や考え方について実態調査等を実施します。

## 課題2 ジェンダー平等学習の推進

### 施策の方向性①子ども・青少年へのジェンダー平等教育の推進

子ども・青少年に固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮し、子ども・青少年が互いの人格や人権を尊重できる心を育てていくことができるように、幼少期からのジェンダー平等意識の形成を進めていきます。

また、成長段階に応じ、いじめや性暴力といった課題が生じる背景について子ども自身が考え、互いの性やジェンダー平等について理解を深める教育を進めるとともに、セクシュアルハラスメントやデートDVの防止、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)に対する理解などの多様な課題に教職員が対応するために、教職員の研修や相談体制を充実します。

No.	事業名
5	<p><b>家庭・地域・保育園などにおける幼少期からのジェンダー平等意識の形成</b></p> <p>子どもに固定的な性別役割分担意識を持たせないよう配慮します。また、性についてジェンダー平等の視点から、子どもの成長段階に応じた指導を行います。</p>
6	<p><b>ジェンダー平等に基づく教育課程の推進</b></p> <p>学校生活において、基本的人権を尊重したジェンダー平等観を育むとともに、地域の実態に応じた特色のある教育課程の編成を行い、ジェンダー平等教育がより充実するように推進します。</p>
7	<p><b>心身の発育・発達と性に関わる教育の推進</b></p> <p>ジェンダー平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、学習指導要領に即した心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。また、セクシュアルマイノリティとされる児童・生徒へのきめ細かな対応を推進します。</p>
8	<p><b>教育相談の充実</b></p> <p>子どもを取り巻くさまざまな環境の中で、多様な問題を持つ児童・生徒が充実した学校生活を送ることができるよう、相談活動の充実に努めます。</p>
9	<p><b>教育現場におけるジェンダー平等の職場づくりと研修の推進</b></p> <p>各学校において、ジェンダー平等社会を実現する視点に立った学校運営、職務内容、役割分担が確立されるよう、一層の意識の確立と課題の解決に努めます。</p>

### 施策の方向性②社会教育におけるジェンダー平等学習の推進

市では、生涯のさまざまな段階に応じ、一人ひとりの学びや活動の循環を個人レベルから地域レベルへと広げていくことで、持続可能な地域社会づくりをめざしています。13地区にある公民館をはじめとする社会教育の場において、ジェンダー平等の意識を高め、固定的な性別役割分担にとらわれない意識が醸成されるよう、多様な主体との連携により、一層の学習機会の充実に努めます。

No.	事業名
10	<p><b>生涯を通じたジェンダー平等学習の充実</b></p> <p>あらゆる年代の人々が、ジェンダー平等への理解を深め、実践につなげることができるよう、多様な学びの機会を提供します。</p>

### 課題3 ジェンダー平等社会実現のための人権意識の醸成

#### 施策の方向性①人権意識を醸成するまちづくりの推進

すべての市民がお互いの人権を尊重し、自分らしい生き方ができるよう、人権施策を総合的に推進します。喫緊の人権課題や新たな人権課題への対応をはじめ、外国人やセクシュアルマイノリティ（性的少数者）など、社会的支援や社会の中における理解が進んでいない人権課題への対応を進めます。

No.	事業名
11	<b>人権施策の総合的な推進</b> 「藤沢市人権施策推進指針」〔2016年(平成28年)3月改定〕に基づき、あらゆる施策において、人権尊重の視点を反映させていくとともに、人権に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会等の開催及び人権団体主催の講演会・研修会等への積極的参加を進めます。
12	<b>互いの文化を尊重した多文化共生のまちづくりの充実</b> 「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」〔2014年(平成26年)2月改定〕に基づき、国際交流等を通じて国際理解を深めることにより、さまざまな文化を認め合い、人権を尊重した多文化共生のまちづくりを推進します。

#### 重点目標2 あらゆる分野でのジェンダー平等の促進

##### 重点目標2を実現するための担い手の役割と方向性

市民	職業教育・訓練機会に積極的に参加し、自分自身の能力を高めるとともに、女性の参画が強く期待されている防災分野をはじめとする、さまざまな地域活動に参画するよう努めます。
NPO ボランティア	地域活動を通じて、多様な市民の地域参加を促す取組やジェンダー平等の意識啓発、学習機会づくりに努めます。
大学	ジェンダー平等についての研究・教育を進めていくとともに、女性の参画が進んでいない分野への参画を促す取組や女性の積極的な登用を図ります。
企業	労働関連法規を遵守して、誰もが働きやすい職場環境を整えるとともに、女性管理職の登用比率を高めることに努めます。
行政	政策・方針決定過程に女性の意見が反映されるよう、女性の積極的な登用を図ります。

## 課題1 政策・方針決定過程への女性の参画

## 施策の方向性①政策・方針決定過程への女性の参画促進

各種審議会・委員会などへの女性の参画を促進するとともに、民間企業・団体なども含めた、女性の参画が進んでいない分野に重点をおいて対応を図ります。

また、市女性職員の登用・人材育成等についても、「女性活躍推進法」における「事業主行動計画」に基づき、積極的に推進します。

No.	事業名
13	<b>議会、市職員、審議会など、市政（政治・行政分野）に対する女性の参画促進</b> 広く全市的な視野に立って、行政と市民との協働によるまちづくりの実現に向け、各種審議会・委員会などの委員や市議をはじめとする市政への女性参画を促進するとともに、公平・公正な職員配置を進める中で、女性職員の管理監督者への積極的な登用を図ります。
14	<b>企業・団体などにおける女性登用の促進</b> 「女性活躍推進法」に基づき、企業・団体などの「事業主行動計画」の策定・公表などの取組を促進するとともに、女性登用の重要性について意識啓発に努めます。

## 施策の方向性②女性の地域リーダーへの起用促進

地域において女性の参加が進み、自治会長などの女性のリーダーが増えることは、多様な視点が加わり、新たな価値の創造や活性化につながることから、地域のまちづくりへの女性参画を促進します。

No.	事業名
15	<b>女性のエンパワーメントのための学習の充実</b> 地域まちづくりへの女性参画を促進し、地域で活躍できる人材育成に向け、必要とされる学習の機会を提供します。
16	<b>男女共同参画ネットワーク協力員による事業展開</b> 13地区から選出された協力員を通じ、研修会や啓発活動を積極的に進め、地域における女性の参画を推進します。

## 課題2 女性の職業生活における活躍の推進

### 施策の方向性①女性の創業・就労支援・キャリアアップ促進

働きたい女性が意欲を失わずに、能力を伸長・発揮できるよう、情報提供や相談支援等、女性の就業、職域拡大、キャリアアップ、創業を促進するためのさまざまな支援を行っていきます。

No.	事業名
17	<b>女性のキャリア形成支援</b> (女性の職業観の育成及び職業能力形成のための教育・訓練機会の充実) 働く女性が希望するライフステージに応じてその能力を伸長・発揮できるように女性のキャリア形成を支援します。また、起業セミナーなどを通して、コミュニティビジネスをはじめとする事業者同士のマッチングなどを行う中で、女性による新事業の創出・創業機運の醸成を支援します。
18	<b>女性の雇用・就労機会の促進</b> 広域での合同就職面接会などの開催を通じ、就職・再就職を希望する女性がライフステージに応じてその能力を伸長・発揮できるように女性の就業を促進します。

### 施策の方向性②女性の労働条件の向上と雇用の場における平等の推進

基本的な労働条件及び多様化する就労形態における労働条件の確保・向上を図るため、勤労者や事業主へ関連法規等についての周知啓発により、誰もが働きやすい環境づくりを推進します。

また、マタニティハラスメントなど、女性の諸問題解決のために労働相談を実施するとともに、女性労働に関する施策を円滑に推進するため、労働関係機関との連携強化を図ります。

No.	事業名
19	<b>女性の活躍推進に関する協議の場の設置</b> 女性の職業生活における活躍に関する施策が効果的かつ円滑に推進されるよう、地域におけるさまざまな関係機関と連携し、協議を行います。
20	<b>職場におけるハラスメント等防止に向けた労働関連法規の遵守についての情報提供</b> 各種情報媒体やセミナーの開催を通じ、社会・経済情勢とともに変化する労働関連法規に関する正しい理解と実践に向けた周知啓発を進めます。
21	<b>女性の労働相談体制の充実</b> 女性の労働に関する諸問題の解決に向け、労働相談の充実を図ります。
22	<b>国・県などの労働関係機関との連携強化</b> 女性労働施策の円滑な推進に向け、かながわ労働センター湘南支所をはじめとする労働関係機関との連携強化を図ります。

## 課題3 地域におけるジェンダー平等の推進

## 施策の方向性①ジェンダー平等社会を支える市民活動の育成・支援

市民の地域活動を促進し、市民活動におけるジェンダー平等を進めるために情報提供や団体育成及び活動の場の提供など、さまざまな支援を行います。

No.	事業名
23	<b>NPOなど市民活動への支援、情報提供と連携</b> 多様な主体との協働によるまちづくりをめざし、市民活動がより活発に展開できるよう活動資金や運営支援の充実、市民活動を行う場所の確保を推進します。
24	<b>ジェンダー平等についての情報提供、学習機会・学習相談の充実</b> ジェンダー平等に関する自主的な学習や活動を積極的に推進できるよう、情報提供、学習機会の充実を図るとともに、ジェンダー平等に関する理解を深め、実践につながるような学習相談体制の充実をめざします。
25	<b>人材登録制度の充実</b> さまざまな分野で豊富な知識や優れた技術技能を有する市民を発掘し、そうした知見を生かすことのできる活動の場を提供するなど、人材資源の活用を充実させるとともに、日頃、地域活動に参加しにくい市民の地域参加促進を促すなど、主体的な学習活動を支援します。

## 施策の方向性②多様な市民の地域参加の促進

性別や年代にかかわらず、さまざまな市民による地域活動への参加が図られるよう、情報や学習機会の提供など積極的な働きかけを行います。

No.	事業名
26	<b>地域コミュニティにおける世代間交流の促進</b> 地域活動に若い世代をはじめとするさまざまな世代の市民が参加することで、世代間交流が促進されるよう、積極的な情報提供を進めます。
27	<b>学校・家庭・地域の連携強化、PTA活動への支援</b> 学校・家庭・地域の連携による「地域協力者会議」を通じ、子どもたちに関わる地域の課題を解決するとともに、ジェンダー平等に基づく児童・生徒の健やかな成長を支援します。また、PTA活動におけるジェンダー平等を促進します。
28	<b>保育つき事業の促進と保育者活動への支援</b> 子育て中でも、市民活動や学習の機会に積極的に参加できるよう、各種事業の開催に際し、保育の場を設けます。また、最も身近な施設としての公民館における学習活動を支援するための公民館保育者（保育ボランティア）活動を支援します。

## 課題4 防災分野におけるジェンダー平等の促進

### 施策の方向性①防災分野におけるジェンダー平等の促進

防災に関する意思決定の場や防災の現場への女性の参画の拡大及び女性リーダーの育成を推進し、ジェンダー平等の視点を取り入れた防災体制を確立します。

No.	事業名
29	<b>自主防災組織、消防団活動の充実強化に向けたジェンダー平等の促進</b> 防災リーダー研修や避難施設等での研修といった各種防災研修等において、女性の積極的な参加を働きかけ、人材育成を図るとともに、防災関連の協議会や自主防災組織の役員等への積極的な登用を進めます。併せて、職場、学校といったさまざまな場面で災害に対応する女性の発掘を推進します。また、ジェンダー平等の視点を取り入れた消防団活動をはじめとする地域防災活動の推進や家庭・地域・職場における防災への対応についての周知啓発を図ります。
30	<b>ジェンダー平等に配慮した避難施設運営の促進</b> 避難所の開設や環境整備、物資の供給については、災害から受ける影響やニーズの違いに配慮し、多様な主体との連携・協働体制に基づくジェンダー平等の視点に立った避難所運営を促進します。

## 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの推進

## 重点目標3を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	家事、育児、介護など、家庭の仕事を協力、分担し、仕事と家庭地域生活の両立に努めます。
NPO ボランティア	さまざまな団体との連携を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、子育てや介護など、地域での多様なサービスや各種支援に努めます。
大 学	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた各種調査・研究や先駆的な取組を実践し、広く社会にその成果を発信していくことに努めます。また、社会に出る学生に対しジェンダー平等の視点に立った教育に努めます。
企 業	ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、法令等を遵守し、誰もが安心して育児・介護休業制度が利用できる環境づくりに努めるとともに、それぞれの職場環境や労働者を取り巻く状況に応じた対応に努めます。
行 政	各種制度の周知など、職場環境づくりを支援し、ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進を図ります。また、市職員の「働き方改革」をより一層推進します。

## 課題1 働き方改革の推進

## 施策の方向性①働き方改革に向けた意識改革の推進

企業や商工会議所などと連携し、長時間労働の抑制・職場環境の改善等を行い、働きがいのある職場形成に取り組むとともに、生産性の向上に向けた効率的な働き方、各種制度の普及・啓発活動を進め、働き方改革を推進します。

No.	事業名
31	<b>長時間労働抑制・職場環境の改善に向けた企業や関係機関との連携</b> 国・県等の関係機関との連携を図るとともに、「ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議」の開催や企業向け・市民向け事業の実施等を通じ、情報提供や意識啓発を図ります。
32	<b>仕事と生活の両立についての意識啓発</b> 仕事と生活の両立支援及び「働き方改革」を推進するため、経営者向けセミナーの実施等のさまざまな機会を捉え、情報提供や意識啓発に努めます。

## 課題2 家庭におけるジェンダー平等の推進

### 施策の方向性①固定的性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、男性が主体的に家事、育児、介護等に参加するよう、また、参加できるよう、男性向けの育児・介護講座の開催や、さまざまな啓発活動及び情報提供を通じて積極的に男性に働きかけ、意識啓発を推進します。

No.	事業名
33	<b>男性の家事、育児への参加促進</b> 固定的性別役割分担意識をなくし、男性の生活的自立を促すための学習機会を提供するとともに、働き方を見直し、さまざまな状況を踏まえた、家事、育児等のロールモデルの情報提供等を行います。
34	<b>男性の介護への参加促進</b> 介護に必要な知識習得の場や、介護者同士の交流の場を設け、男性の積極的な参加を促すとともに、ジェンダー平等に基づく介護意識の向上に努めます。

## 課題3 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境の整備

### 施策の方向性①多様なニーズに対応した子育て支援の充実

喫緊の課題である待機児童の解消をはじめとし、女性の社会進出や働き方が多様化していることを受けて、引き続き、延長保育や休日保育、一時預かり事業などの多様なニーズに対応した保育サービスを提供します。

また、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育てネットワークづくりを進めます。

No.	事業名
35	<p><b>乳幼児期の保育・教育の充実</b></p> <p>待機児童の解消に向け、認可保育所や小規模保育事業の新設整備のほか、既存保育施設の活用などにより、保育の受け皿を確保するとともに、保護者の多様な保育ニーズへの対応として、延長保育事業や休日保育事業の実施のほか、藤沢型認定保育施設事業や幼稚園における預かり保育事業への支援等を行います。</p>
36	<p><b>発達に課題がある子どもの支援体制の充実</b></p> <p>発達に心配のある児童及び障がいのある児童について相談・支援を行うほか、関係機関と連携し支援の充実を図ります。</p>
37	<p><b>地域における子育て支援の促進</b></p> <p>地域の子育て支援の拠点である子育て支援センターを中心に、ファミリー・サポート・センター事業や子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）など、子育て家庭のライフスタイルに合わせた多様な支援を行います。また、地域に開かれた保育園として、さまざまな世代との交流事業を行い、地域での交流・連携を図るとともに、基幹保育所を中心に、子育てに関する相談等を行います。</p> <p>子どもの居場所の充実として、放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充を図ります。</p>
38	<p><b>小児に対する医療の充実</b></p> <p>子育て家庭の経済的負担の軽減と小児の保健の向上と福祉の増進を図るため、各種医療費の助成を行います。</p>

### 施策の方向性②介護等への社会的支援

育児制度・介護休業制度について、広く事業主や労働者へ意識啓発と制度の普及を図るとともに、持続可能な働き方の実現をめざします。

No.	事業名
39	<p><b>育児、介護休業制度の普及促進</b></p> <p>セミナーの実施や情報紙等を通じ、育児休業制度・介護休業制度についての意識啓発と制度の普及を図ります。また、仕事と介護が両立できるよう、職場の環境整備を推進します。</p>
40	<p><b>高齢者介護、障がい者介護に関するサービスの充実</b></p> <p>要介護高齢者や障がい者などへの支援やその家族の負担軽減を図るため、各種福祉サービスの拡充を推進します。</p>

## 重点目標4 あらゆる暴力の根絶

### 重点目標4を実現するための担い手の役割と方向性

市民	お互いの人権を尊重し、やさしさや思いやりの心をもった人間関係づくりに努めるとともに、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
NPO ボランティア	多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや意識啓発に努めるとともに、被害者の心のケアに向けた取組を推進します。
大学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会対応策の提案に努めます。また、学生に対し、セクシュアルハラスメント、デートDVや性犯罪の防止に向けた予防教育の実施や意識啓発に努めます。
企業	法令等を遵守し、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を未然に防ぐことができるよう、社内体制の整備徹底を行います。
行政	DVやセクシュアルハラスメント等といったあらゆる暴力の防止に向け、周知啓発を図るとともに、関係機関と連携し、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

### 課題1 あらゆる暴力の根絶に向けた社会づくり

#### 施策の方向性①暴力を容認しない社会づくり

暴力の発生を予防し、根絶するため、啓発活動やジェンダー平等に基づく教育の推進を図るとともに、関係機関と連携し、被害の早期発見を促進します。

No.	事業名
41	<b>あらゆる暴力防止のための周知啓発</b> 「女性に対する暴力をなくす運動」や「児童虐待防止推進月間」等の各種機会や講演会の開催等を通じ意識の向上を図るとともに、相談窓口の周知を行います。
42	<b>被害の早期発見の促進</b> 警察及び医療機関や地域に密着した民生委員児童委員等をはじめ、関係機関との連携を図り、被害の早期発見を促進します。
43	<b>子ども・青少年に対する暴力を認めない社会づくりへの理解促進</b> 暴力は絶対に許されないということに気づけるよう、また、感情を上手にコントロールできるよう、子ども・青少年の発達段階に応じた教育の充実と継続的实施を推進します。

施策の方向性①安心・安全な保護体制づくり

DVに関する相談内容が複雑化・長期化する中、DV被害者のさまざまな状況に応じた相談体制の整備・充実を推進します。

緊急に保護を必要とするケースの増加を踏まえ、DV被害者が安心して保護を受けることができるよう、迅速かつ広域的な対応を図ります。また、DV被害者の子どもへの支援を行います。

No.	事業名
44	<p><b>相談機能の整備・充実</b></p> <p>各相談窓口でDVに関係する内容があったときには、連携して的確かつ迅速な対応を図ります。また、男性被害者からの相談について周知を図ります。</p>
45	<p><b>相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保</b></p> <p>DV被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、プライバシーの保護に努めるとともに、関係各課及び各相談窓口の連携を強化することにより、DV被害者の安全を確保します。</p>
46	<p><b>一時保護、安全の確保に向けた支援</b></p> <p>緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、広域的対応を図るため、神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化します。また、DV被害者の安全を確保するため、状況に応じて同行支援を実施します。</p>
47	<p><b>DV被害者の子どもへの支援</b></p> <p>DVを身近に見てきた子どもは、心理的な影響をはじめ、健康面、教育面といった点でさまざまな影響を受けることから、関係各課及び児童相談所と連携し、心理的なケアの充実を図るとともに、子どもの就学・保育等に関する手続き及び必要な情報提供を行います。</p>
48	<p><b>推進体制の充実</b></p> <p>警察及び県をはじめ、より充実した支援を行うことができるよう民間団体等の関係機関との協力・連携強化を図ります。また、庁内における連携の強化として、庁内連絡会議の開催や関係各課における職員の適切な対応に向けたDV対応マニュアルの作成や研修を実施します。</p>

### 施策の方向性②被害者への自立支援

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

No.	事業名
49	<b>住まい、就労などの経済的支援</b> DV被害者の住まいの確保、状況に応じた就労など経済的支援を行うとともに、住民基本台帳、健康保険など各種制度を活用した切れ目ない支援を行います。

### 課題3 ハラスメントと虐待の根絶

#### 施策の方向性①ハラスメントと虐待の防止

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等の防止に向けて、意識啓発と相談窓口の整備・充実を推進します。

また、児童、高齢者、障がい者への虐待防止に向け、虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援に向け、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化します。

No.	事業名
50	<b>セクシュアルハラスメントや虐待の防止に向けた意識啓発・相談の充実</b> セクシュアルハラスメント防止週間等さまざまな機会を捉えた周知・啓発を図るとともに、相談支援体制を強化します。また、市内相談支援事業所職員、その他事業所職員、保護者、行政職員に向けた虐待防止研修を実施するとともに、ネットワークの構築や障がい者虐待防止センターの運営等を行います。

#### 施策の方向性②性犯罪などの防止

性犯罪などの暴力を容認しない社会づくりのための啓発活動を進めるとともに、ジェンダー平等の視点に立った若年層からの教育を推進していきます。

また、性の商品化の防止に向けて、意識啓発や情報提供を行います。

No.	事業名
51	<b>性犯罪・ストーカーなどの防止に向けた意識啓発</b> 性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為などの暴力は「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するため、関係機関と連携して啓発を進めます。
52	<b>メディアにおける性表現・暴力表現の防止、性の商品化の防止</b> 女性を含むあらゆる人を人格から切り離れたモノとする性表現・暴力表現や性の商品化を防止するため、青少年のための社会環境浄化活動と非行防止活動を推進します。

## 重点目標5 多様な性を尊重する社会づくり

## 重点目標5を実現するための担い手の役割と方向性

市 民	性の多様性に対する正しい理解と認識を持つとともに、差別や偏見のない社会づくりに努めます。
NPO ボランティア	多様な主体との連携に基づく地域活動を通して、セクシュアルマイノリティの支援に向けた取組を推進します。
大 学	セクシュアルマイノリティについて、正しい情報発信を行い、より効果的な社会対応策の提案に努めます。また、セクシュアルマイノリティの学生への適切な対応と配慮に努めます。
企 業	セクシュアルマイノリティの人々が就労等で不当な差別や偏見を受けることがないように、支援・相談体制の充実を図るとともに、職場における意識啓発に努めます。
行 政	県及び他の自治体や人権関連団体等と連携し、性の多様性についての意識啓発に努めるとともに、性の多様性を尊重した施策について検討・導入を進めます。

## 課題1 性の多様性への理解と支援

## 施策の方向性①セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する理解の促進

さまざまな機会を利用して、性的指向や性同一性障がいに対する正しい認識が深まるよう、関係機関と連携し、啓発活動を進めます。

No.	事業名
53	<p><b>差別や偏見をなくすための啓発や研修の実施</b></p> <p>家庭、地域社会、職場といったさまざまな場で、セクシュアルマイノリティに対する差別や偏見に基づくいじめや嫌がらせなどが生じないように、啓発活動や研修を実施します。</p>
54	<p><b>子ども・青少年に対する心身の発育・発達と性に関わる教育の推進</b></p> <p>ジェンダー平等の視点から、子ども・青少年の発達段階に応じた心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。また、性同一性障がいなどに係る児童生徒に対し、関係機関と連携した支援体制を構築し、きめ細かな対応を実施します。</p>

## 施策の方向性②セクシュアルマイノリティ（性的少数者）に対する支援

相談窓口の情報提供を行うとともに、国、県及び他の自治体や人権関連団体等と連携し、支援につなげます。また、生きづらさを抱えるセクシュアルマイノリティの人々が自分らしい生き方ができるよう、性の多様性を尊重した施策についての検討を進めます。

No.	事業名
55	<b>セクシュアルマイノリティの支援に向けた制度の検討・導入</b> セクシュアルマイノリティの人々が日常生活において感じる困難や不安を解消するため、「パートナーシップ宣誓制度」など行政手続きやさまざまな場面における支援のあり方について検討・導入を推進します。
56	<b>関係機関との連携強化</b> セクシュアルマイノリティの支援充実に向け、人権関連団体等をはじめとする多様な主体への働きかけと連携強化を推進します。

## 重点目標6 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標6を実現するための担い手の役割と方向性

市民	さまざまな啓発イベント等に積極的に参加し、ライフステージごとの健康課題に応じた、望ましい食生活と健康づくりに努めます。
NPO ボランティア	市民が日常から健康づくりに取り組めるよう、さまざまな啓発イベントの機会づくり・交流づくりに努めます。
大学	さまざまな年代の人の心身の健康のために、実証実験等先駆的な役割を果たし、その成果を地域社会へ還元することに努めます。また、学生をはじめとする若年層に向けた健康づくりへの正しい理解促進に努めます。
企業	働く人の健康に配慮した職場づくりを推進します。また、ひとり親、高齢者、障がい者の自立のための社会的活動を支援するとともに、就労支援や雇用の促進に努めます。
行政	市民一人ひとりのライフステージに合わせた健康づくりの推進と援助が必要な人々への支援と自立の促進を図ります。

## 課題1 さまざまな困難を抱える人々への支援と自立の促進

## 施策の方向性①多様な困難（ひとり親、貧困、外国人等）を抱える人々への支援

日常生活に困難がある状態や、経済的に不安定な状況にある人々に、生活の安定に向け、実情やニーズに応じた継続的支援を行います。

また、外国人市民が安心して暮らせるよう生活支援を行います。

No.	事業名
57	<b>ひとり親家庭及び養育者家庭などへの支援</b> 日常生活に困難を抱えている家庭や、経済的に不安定な状態にあるひとり親家庭などに対し、家庭相談や医療費の助成、自立に向けた各種支援を行います。
58	<b>生活に困難がある人々への支援</b> 地域共生社会の推進を図るため、包括的な相談体制の整備、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による個別支援・地域支援等を行います。また、世代や属性を超えて生活に困難がある人々が安心して生活をするための支援を行います。
59	<b>外国人市民への生活支援</b> 県及び外国人市民を支援する各種団体等と連携し、外国人市民への生活支援として、多言語による生活情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、子どもたちの就学支援に向けた取組を進めます。

## 課題2 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの保護

## 施策の方向性①出産に関わる健康の確保と増進

妊娠前から妊娠、出産、産後にいたるまでの各段階に応じた保健事業を進め、母子の心身の健康保持と子どもの健やかな発育・発達支援の充実を図ります。

No.	事業名
60	<b>健やかな妊娠・出産や育児のための支援の充実</b> 妊娠期から産後にわたり必要な保健指導及び育児支援を行うとともに、未熟児、慢性疾患児などの療養支援を行います。
61	<b>障がいの早期発見と健康管理体制の充実</b> 乳幼児の各種健康診査を実施し、疾病と障がいの早期発見に努め、健やかな発育・発達を支援します。
62	<b>生涯を通じた女性の健康づくり</b> 健康教育や健康相談等により、女性のライフサイクルに合わせた支援を行います。

### 課題3 “人生100年時代”に向けた健康づくり

#### 施策の方向性①生涯にわたる健康づくりの推進

「私たちの藤沢 健康都市宣言」〔2010年(平成22年)10月1日〕を基本理念とし、ライフステージごとの特徴やそれぞれの健康課題に応じた健康づくりを進めていきます。

No.	事業名
63	<b>ライフステージに応じた健康管理と健康づくり</b> 生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図るため、健康診査の実施・受診啓発、食育、身体活動促進に向けた環境整備を図るとともに、各種スポーツ教室・スポーツ事業を実施します。また、ストレスや心の問題への対応として、いのちを支える自殺対策に取り組みます。
64	<b>HIV・エイズ、性感染症防止についての啓発</b> HIV・エイズ、性感染症に対して正しい知識を持って、感染を予防し、また、患者や感染者への理解を深めるよう、検査、相談事業、各種啓発活動を行います。
65	<b>薬物乱用の防止、喫煙、飲酒等の問題に関する啓発</b> 薬物、喫煙、飲酒に関連する問題について、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関連機関等と連携した相談支援体制の整備を図ります。

## 第4章 推進体制と進捗管理



## 第4章

## 推進体制と進捗管理

## 1

## 推進体制

ジェンダー平等に関する施策は、行政の各分野や市民生活のさまざまな分野にわたります。そのため、市民、NPO、ボランティア、大学、企業など多様な主体と協働して施策を進めるとともに、持続可能な社会として“ジェンダー平等のまち「ふじさわ」”の実現をめざします。

**(1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会**

ジェンダー平等社会の実現に向けて、学識経験者、関係団体等からの推薦委員、市民公募委員で構成される外部組織である推進協議会が、「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」に掲げた関係施策が総合的、効果的に推進されるよう協議するとともに、積極的な情報収集、情報提供と意見提案に努めます。

**(2) 藤沢市男女共同参画推進会議**

「藤沢市男女共同参画推進会議」(担当副市長及び各部局長で構成)を庁内推進体制として組織し、ジェンダー平等の推進に向けて施策の充実を図るとともに、「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030」の具体的事業に関与する課で構成する幹事会を組織し、関係部局との連携を保ちながら総合的かつ効果的に施策の推進を図ります。

**(3) 市民、NPO、ボランティア、大学、企業との連携・協働**

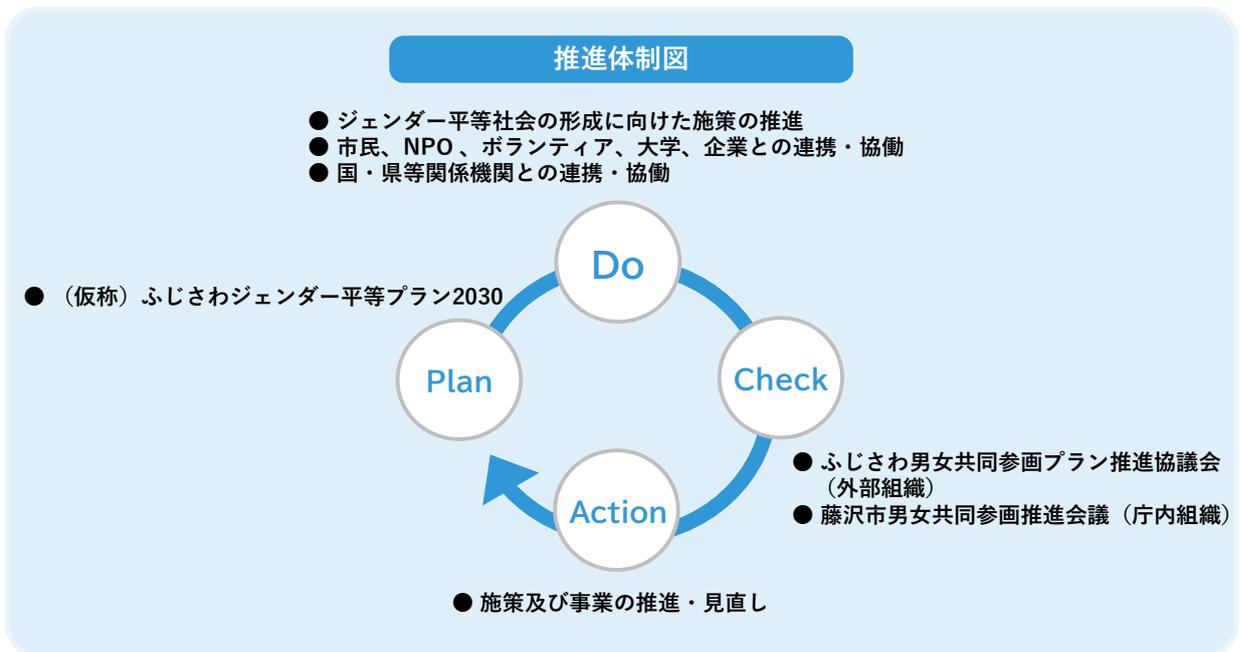
ジェンダー平等社会の実現には、市が実施する施策だけではなく、市民やNPO、ボランティアによる自主的、主体的な活動が重要です。市民による自発的な参加や活動を促し、多様な働き方やジェンダー平等についての理解が図られるよう、こうした活動を支援し、ネットワークを強化していきます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、次世代を担う若年層への意識啓発などの取組は、大学、企業などが担う役割が大きいことから、連携を強化し、協働して取組を進めていきます。

(4) 国・県等関係機関との連携・協働

「(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン 2030」を着実に推進していくために、かながわ男女共同参画センターをはじめ、国、県などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、国や県が広域的に実施すべき事項等については、積極的に働きかけを行います。また、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワークや近隣自治体との広域連携による交流と情報交換などにより、効果的な施策の推進を図ります。

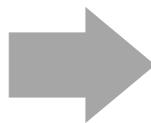
2 計画の進捗管理

本計画において位置づけた各施策を着実に推進するため、年度ごとにPDCAサイクルに基づいた事業の進捗管理を行います。



計画の改定についての基本的な考え方

**市民意識調査等の実施**  
ジェンダー平等などの状況について市民の意識を明らかにするためおおむね5年ごとに実施します。



**(仮称) ふじさわジェンダー平等プラン2030**  
社会情勢の変化、計画の進捗状況、市民意識調査の結果などを踏まえて、おおむね5年ごとの改定を予定しています。

パブリックコメントの送付については、任意の用紙に必要事項を書いて、  
郵送・ファクスまたはご持参ください。

※市のホームページの「パブリックコメント」からも提出できます。

藤沢市 企画政策部人権男女共同平和課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
FAX 0466-50-8436

